

広報

笑顔あふれる
豊かさ実感のまち
べっかい

B E T S U K A I

別海

今日の向こう側

いつも楽しかった。
でも明日はきっと、もっと楽しくなる。
新たな一歩を踏み出すことを決めたら
今の“いつも”は思い出になり、
新しい“いつも”がやってくる。
平成25年3月23日、美原へき地保育園 閉園

2013(平成25年)

4

No.594

編集／別海町役場
総務部総合政策課地域政策担当
〒086-0205
北海道野付郡別海町別海常盤町280番地
電話 0153-75-2111 FAX 75-0371
別海町ホームページ <http://betsukai.jp/>
E-mail sougouseisaku@betsukai.jp



「平成25年度」の「町行政執行方針」「教育行政執行方針」をお知らせします

平成25年 別海町行政執行方針

別海町長 水沼 猛



I はじめに

平成25年度は、私が町民の皆さまから2期目の町政運営を託されて、2年を経過する折り返しの年となります。

私は、町長に就任してからの6年間、町民の皆さまの声に耳を傾け、協働のまちづくりの理念のもと、別海町発展のため、将来世代が安心して暮らすことができる明日のために、山積する課題解決に誠実に取り組んでまいりました。

この間、議員並びに町民の皆さまには、多くのご理解とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、世界的には、リーマンショックや欧州債務危機などの経済不況が相次ぎ、これに伴い国内でも歴史的な長期円高が続いてきたことに加え、私たちの記憶に新しい東日本大震災への対応は、未だ日本経済全体に大きな影響をもたらしています。

町内においても、農・漁業に係わる諸資材の高騰や、デフレの影響により個人消費や設備投資が進まなかったことから、経済や雇用を取巻く環境は、今しばらく厳しい状況が続くものと認識しているところです。

時代の変化に伴い、様々な課題に直面することは容易に想像されませんが、多くの先人達が築き上げてきたふるさとを守り、成長を続けていくためには、その変化を見据えた対応が必要です。

素早い情報の収集に努めるとともに、「情報共有」、「住民参加と協働」を具体的に進めていく「協働のまちづくりのための指針」の策定や、「中小企業振興の基本となる指針」の策定などを進め、対応

を図ってまいります。

また、「自立のみち」への歩みを進めるため、健全な財政運営を図りつつ、更なる住民福祉の向上と行政サービスの質的向上が成されるよう、職員とともに全力で取り組んでまいります。

II 第6次別海町総合計画の推進について

「ともにつくるべつかい創造プラン」として策定された第6次別海町総合計画は、実施計画期間を3年間として毎年度のローリングを行っていますが、平成25年度は第5次実施計画に基づいて事業を実施します。

第5次実施計画は、平成21年から10年間の計画とされている本総合計画において、基本計画で定める前期5年の節目の実施計画です。

平成25年度中には、前期5年間の中間実績評価を行うとともに、その結果を反映しながら後期5年間の計画見直し作業を行います。

昨年10月には、町立別海病院の建替え工事が完了し、新しい病院での診療を開始しました。

整備された診療環境の中、町民の皆さまにご利用をいただいているところで、平成25年度は、特別養護老人ホームの経営移譲と、その後の

施設改築に向けた準備作業が最終段階に入ります。

昨年、町内各所で開催いたしました「町づくり懇談会」において、町民の皆さまから貴重なご意見をいただきましたので、これらのご意見も参考にしながら作業を進めます。

更に、第6次総合計画では、中央公民館や学校、給食センターなど、老朽化した町内基幹施設の整備なども予定されていますので、これまでの施策の評価を通して浮き彫りとなる課題を整理し、選択と集中により、よりよい手法を活用しながら、活力あるまちづくりをめざして、積極的に取組めます。

III 主要施策の推進

1 活力ある産業のまち

◆農業の振興

平成25年度の酪農・畜産政策においては、加工原料乳限度数量が引下げとなりますが、生産者補給金が値上げとなったことは、円安の進行による配合飼料価格や燃料の高騰で、酪農経営が厳しさを増している現状に配慮されたものと安堵しています。

しかし、環太平洋経済連携協定（TPP）に関しては、事態が大きく動こうとしています。

安倍首相はTPPに関して、2月23日に開かれた日米首脳会談において、「自民党は、聖域なき関税撤廃を前提とする限りTPP交渉参加に反対する。」という公約を掲げ、その他にも5つの判断基準を示し、政権に復帰したことをオバマ大統領に説明しました。

会談後の記者会見で、首相はTPP交渉参加について「オバマ大統領との会談で、聖域なき関税撤廃は交渉参加の前提ではないことが明確になった。」と述べています。

その後、首相は25日の自民党役員会で、日米首脳会談で合意したTPPに関する共同声明を踏まえ、「交渉に参加するかしないか、その判断は私に任せてほしい。」と要請し、一任されました。

これに対し、北海道では、高橋知事と喜多道議会議長及び道内関係団体が27日、自民党政務調査会や農水省に対し、拙速な交渉参加の判断をしないよう、緊急要請を行っております。

また、農業団体では、JA組合長ら100人ほどの参加により、JA北海道中央会が道内選出の与党国会議員に対する要請集会を3月6日に開催、参議院会館で「TPP交渉参加阻止にかかる緊急要請集会」を開催し、「TPP交渉参加断固反対に係わる申し

入れ」を行ったところです。

本町といたしましては、関係団体と歩調を合わせ「TPP参加阻止」に向けた行動を行うこととし、具体的には、管内各市町の議会終了後、根室管内町村会が主体となつて、中央要請を行うことを予定しております。

私は、町内の基幹産業に壊滅的影響を及ぼすTPPへの参加には断固反対の立場であり、今後も政府の対応を引き続き注視していきます。

昨年3月、誠に残念ながら、家畜ふん尿施設の不適切な管理から、さけ・ますふ化施設に家畜ふん尿が流入したことで、漁業関係者の方々には多くのご心配とご迷惑をお掛けしました。

日本一の酪農郷として、私たちは同じ過ちを繰り返してはなりません。

未来の子ども達に誇れる産業として成長する上でも、自然環境との調和を基本に据え、国民の食料を確保し、供給責任を果たす使命を再認識するとともに、農業者はもとより、一次産業に係わる関係者及び関係団体との連携による環境行政を進めます。

また、担い手の確保については最重要課題の一つであり、「酪農研修牧場」を核として取組みを継続します。

これまでの酪農研修牧場は、研修を夫婦に限定してい

ましたが、平成25年度からは単身者の研修を加え、新規就農と法人経営などへのサポート支援も行います。

とりわけ多額の資金を必要とする新規就農者には、補助事業等の活用を基本とした、総合的な担い手支援を実施します。

酪農・畜産業に希望と意欲を持つて取組むことが出来るよう、農業施設・草地更新などが助成対象となる生産基盤整備事業等を推進するため、国や道に対し積極的な要望・要請活動を行います。

◆林業の振興

豊かな森林は、安全で安心な農作物や水産物に欠かせない「水」を育む源であることから、酪農と水産を基幹産業とする本町では、森林を計画的に整備・保全していくことが不可欠です。

森林の持つ多面的な機能を維持・増進していくためには、町有林の適正な整備を図るとともに、私有林についても、森林整備に対する意識啓発を行いながら、森林所有者が行う除間伐や造林などの取組みを積極的に支援します。

また、地域材の地産地消を推進させるため、道と連携し、公共施設や民間施設、畜舎などの農業施設の木造化・木質化の促進を図るための取組みを進めます。

近年、本町では河川環境に対する町民の意識が高まり、各種団体が自発的に河川周辺の植樹運動に取組んでいます。こうした河川周辺の森林を維持していくため、「水辺林」としての指定を検討するなど、今後も地域住民へ環境保全に対する意識の高揚を図り、各団体の活動の広がりを支援していきます。

◆水産業の振興

本町の漁業は、地域経済を支え、基幹産業の一翼を担う重要な産業です。

長年にわたり取組んできた沿岸海域の特性に応じた「つくり育てる漁業」と、良好な漁場環境の保全・整備などを行う「資源管理型漁業」を更に推進することが、本町漁業の発展にとって重要です。これからも良質な水産物の安定的な水揚げ確保に向け、国・道の施策と連携しながら漁業環境づくりを進めます。

秋さけ定置網漁は、近年不漁が続いておりますが、本町の水産業にとって秋さけの漁獲量回復は極めて重要な課題であることから、秋さけの資源回復に向けた取組みや、状況に応じた不漁対策支援を行います。

また、食の安全・安心に対応する消費者からの要望に応え、新鮮な魚介類を安定供給

給できる産地として、水産物のより一層の品質・管理向上対策が求められています。

水揚げされた水産物の付加価値向上や、鮮度保持による価格の安定を図る必要があることから、「HACCP」の概念に基づいた衛生管理型漁港の整備や地域ブランドの価値向上に努め、優れた産物を地元で消費する地産地消の推進や魚食普及など、内需拡大に向けた取組みを支援します。

◆観光の振興

震災の影響から減少傾向にあった観光客は、やや回復の傾向にありますが、依然として通過型観光となっているのが現状です。

観光振興は、地域経済にも大きく影響することから、観光消費額の増加が期待できる滞在型観光を推進するため、更なる「食観光」の充実と、「体験観光」資源の基盤強化に取組みます。

また、広域での観光資源活用が有効な、教育旅行誘致などの振興策については、近隣市町と協力して推進します。

◆商工業の振興

政権交代による経済回復への期待感はあるものの、町内商工業者は、依然として厳しい経営環境下にあります。中小企業対策として、本年

1月に設置した検討会議の中で、中小企業振興基本条例の規定に基づく指針を策定し、具体的な施策を展開します。

経営基盤安定のための利子補給事業や保証料補助、新規開業者や経営拡大につながる支援対策、商店街の活性化対策、地元業者の受注機会確保対策に合せ、地域貢献中小企業支援事業などを引き続き実施します。

また、本町においても中心市街地に空き地が目立つ状況となり、今後有効な対策を検討する必要がありますが、地域経済の持続的発展のため、「地域内再投資力強化対策」などの検討を行い、より一層の振興策強化に努めます。

◆雇用・勤労者対策

季節労働者の生活安定のため、冬期の就労機会の確保対策として、町独自の施策である「冬期失業対策除雪作業」を引続き実施します。

また、労働者の通年雇用促進については、根室管内4町通年雇用促進協議会及び関係団体と連携して取組みます。

2 自然と共生するまち

◆環境・エネルギー先進自治体の形成

エゾシカは、適正な個体数を大幅に超え、エゾシカが及ぼす環境被害は、根室管内は

もとより全道的に深刻な問題となつています。

本町においても、農林業被害の増加や越冬地対策問題を抱えており、これらの被害を軽減させるためにも、継続的に駆除を実施するほか、広域的な駆除の実施に向け国及び道と連携協力し、更には最も被害が拡大している鳥獣保護区における被害を縮小させるための取組みを進めます。

また、環境保全や地域資源の有効活用を図るため、5年間に渡って計画的に進めてきた太陽光発電システム補助事業は、既に目標値を達成し、平成25年度が計画最終年次となりますが、地域のニーズや電力買取動向などを見極めながら、今後の取組みを検討します。

化石燃料に頼らない再生可能エネルギーは、地球環境に負荷が少ない新エネルギーとして、太陽光やバイオマス等多岐に渡ります。

別海町では、日本で有数の家畜糞尿を活用したバイオマス発電施設を所有しています。が、このように地域の特性を生かした、新エネルギーについての取組みを推進します。

国営環境保全型かんがい排水事業については、平成24年度から新たに「別海北部地区」が採択され、平成42年度までの19年間に渡る事業とし

て実施されることから、町全体が実施地区となりました。

基幹産業である農業と漁業が共存できる環境づくりを実践するためにも、引き続き事業の推進・早期完了について関係機関に対し要請を行います。

◆ごみ処理等循環型社会の形成

廃棄物の3Rである、発生抑制(リデュース)・再利用(リユース)・再生(リサイクル)利用を推進し、ごみの減量化と資源の有効活用を図り、循環型社会の形成に努めます。

また、ごみ処理場及びし尿処理場の延命化に向けた設備補修を計画的に実施し、施設管理体制に万全を期するなど、町民の皆さまの生活環境の向上に努めます。

◆公園の整備と緑化の推進

公園は、町民の憩いと安らぎの場、健康づくりや交流の場、子どもたちの遊びの場として親しまれています。

昨年は、遊具の緊急点検により、補修が必要な遊具や、使用が危ぶまれて撤去せざるを得ない遊具が多数確認されたことから、利用者の方々には大変ご迷惑をおかけしました。

平成25年度は、早急にこれら遊具の交換や補修を行い、安心して利用ただけ

る公園整備を進めます。

3 健やかに暮らせる福祉のまち

◆健康づくりの推進

すべての町民がいつまでも健康で元気に暮らせるよう、健康づくりに対する町民の意識を高め、予防への取組みを推進します。

医療費の大半を占める生活習慣病は、その原因となる生活習慣の改善が必要不可欠であり、「特定健診」、「若者健診」及び「高校生健診」の実施、さらには死亡原因の1位を占める「がん」の早期発見・早期治療に向け、各種がん検診を引き続き実施し、医療費を抑制する効果的な保健指導を推進します。

また、各種健診のほか、感染症予防のためのワクチン接種についても、接種率の向上を図り、町民の健康づくりに努めます。

健康で、安全な妊娠、出産を迎えることのできる支援策として、母子保健法に基づく「妊婦一般健康診査」の14回分の公費負担を継続するとともに、不妊に悩む方々への支援として、「特定不妊治療費助成事業」の助成額を拡大して実施します。

乳幼児期から就学前の児童の発達相談事業として、臨床心理士による軽度発達障がい

等の判断を的確に行い、保護者や園・学校等への適切な相談対応、助言・指導に努めます。

◆医療体制の充実

町民の皆さまが健康で安心な暮らしを続けるために、地域医療の確保は重要な課題です。

特に重症救急患者への対応として、釧路市の医療機関と連携する「ドクターヘリ」については、年間40件前後の救急患者の搬送に出动しており、今後も関係機関と協力して、安定した運航体制が確保されるよう努めます。

昨年10月に、町民の皆さまが長年待ち望んでいた、町立別海病院が改築オープンしました。

新病院には、近代的な医療機器や検査機器が設置され、これらを総合的にネットワーク化した、オーダリングシステムなどが導入されたことにより、医療の検査精度や診療効率が飛躍的に向上しました。

今後も、地域に根ざす一次医療機関として予防医療に主眼を置き、早期発見・早期治療を図るとともに、町民の皆さまの健康と命を守り続けるため、「地域の病院として、心のこもった医療で住民の皆様の健康を支援します」の理念の下、職員一同、一丸

となつて取組みます。

また、地域医療の安定した運営を進めていくためには、常勤医師や看護師等の医療スタッフ確保が不可欠です。

全国的に、地域医療における医師及び医療スタッフの不足は深刻な状況にあります。が、医師確保推進機関との連携強化に努め、長期的には地元出身者の医師・看護師等の受験・資格取得に向けた支援、啓発等も積極的に進めることで、医療技術者の安定確保に努めます。

長年にわたる札幌医科大学との連携により、本町への医師派遣及び教育連携事業等が実施されていますが、札幌医大生による「地域密着型チーム医療実習」や、町民を対象とした「医療フェア」、「公開健康講座」の開催など、多面的な地域医療連携事業を今後も推進します。

◆子育て支援の充実

未来を担う子どもを社会全体で支えるため、町が保護者や地域の人と一緒に子育てを支援します。

このような考えのもと、本年1月に園舎が完成した上春別へき地保育園の外構工事を実施し、保育園全体の供用を開始します。

また、公園と同様に、児童遊園地や保育園等の老朽化が著しい遊具は撤去し、新しい

遊具を設置するとともに、計画的な整備を進めるための点検調査を実施します。

昨年成立した、子ども・子育て関連3法の一部施行に伴い、国の基本方針に即した「別海町子ども・子育て支援事業計画」の策定に着手するとともに、地域全体が子育て支援の施策プロセス等に参画、関与することができるとして「子ども・子育て会議」を設置します。

◆障がい者支援施策の充実

平成25年度は、昨年度末に設置した、障がい者虐待の防止や、障がい者の養護者に対する支援のための窓口を適切に運用し、障がいを持つ人やその家族への相談・支援と虐待防止の強化に取組みます。

さらに、障がいのある人もない人も、一緒に住み慣れた地域で生活が送れるよう、保健、医療、教育、労働など関係機関との連携を強化し、総合的な支援を進めます。

◆高齢者施策の充実

本町の高齢化率は、現在21・6%で全道の中では低い方ですが、団塊の世代の方が65歳を迎えられるここ数年で、25%を超えることが予想されています。

核家族化が進み、高齢者世帯や一人暮らし世帯が増える中、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センターを中心とした総合相談をはじめ、高齢者の実態調査を実施し、介護予防事業等の充実と強化を図ります。

本町の要介護、要支援者は1月末で600人に達し、介護サービスが必要とするお年寄りは年々増加しています。在宅での生活を支援する施設である「老人保健施設すこやか」の機能訓練室を改修整備するとともに、通所リハビリの営業日数を拡大しサービス体制の充実を図ります。

特別養護老人ホーム等の建替えと民営化については、昨年8月に社会福祉法人べつかい柏の実会と経営移譲に係る基本合意を締結し、諸準備を進めてきました。

今年は、特別養護老人ホーム清翠園と別海デイサービスセンターの経営移譲に関する協定を締結し、平成26年4月1日からの民営化をめざします。

また、施設の建替えに当たっては、北海道の補助制度の関係から、平成26年度単年度での実施を計画していましたが、今後、本格化する震災復旧・復興工事により施工業者等の不足が見込まれ、工期不足が懸念されることから、べつかい柏の実会と連携を密にして早期に工期を設定し、必要な協議等を進めてまいります。

4 人を育てる学びのまち

◆社会教育の推進

子どもから高齢者まで、あらゆる世代の誰もが何時でも学べる社会教育の環境づくりを推進するため、町民の社会教育活動の拠点施設である、仮称「生涯学習センター」整備に向けた基本構想策定の具体的な取組みを進めます。

既存施設の補修・改修などの施設整備を進めるとともに、町民の学習活動を促進させるための環境整備や必要な支援に努めます。

◆学校教育の推進

次代の本町を担う人材の育成に向け、生きる力を重視した特色ある教育活動と信頼される学校づくりを進めます。

平成25年度は、中春別中学校の改築に着手するとともに、学校施設の長寿命化などに取組むほか、学力・学校力の向上に創意と工夫を凝らした特色ある教育を実践するため、教員研修など教育環境の向上に取組みます。

◆地域文化の振興

芸術・文化は、人々に感動や生きる喜びをもたらす、豊かな人生を送る上で大きな力となることから、積極的な学習機会の提供により芸術・

文化が創造できる環境づくりを推進します。

貴重な国指定史跡である「旧奥行白駅通所」をはじめとする、別海町歴史文化遺産の保護・保全に努めます。

◆スポーツの振興

明るく豊かで活力に満ちた社会を形成する上で、スポーツの振興は欠かすことができません。

別海町の特性を生かし、町民誰もが身近にスポーツに親しむことができる「町民皆スポーツ」の実現に、工夫改善しながら積極的に取組みます。

施設整備においては、全天候型トラックの改修工事を行うなど、施設の延命化に努めます。

5 快適で安全なまち

◆住宅の整備

公営住宅は、老朽化による建て替え事業を進めています。現在整備中の西春別駅前団地公営住宅10棟38戸は、平成27年度完成をめざし、補正繰越を含めて平成25年度中に2棟8戸を建替えます。

また、上春別団地公営住宅についても、平成25年度に2棟7戸の実施設計に着手、平成27年度完成をめざします。

◆道路・交通網の整備

町道の整備は、町民生活や食料基地としての農水産物の安定輸送等、活力のある地域づくり、まちづくりを進めるうえで極めて重要と考えています。

今後国からの施策、制度を最大限に活用しながら、効率的に整備を進めていくとともに、各地域からの強い要望に答え、臨時町道整備事業を本年度も継続して実施します。橋梁の「長寿命化補修事業」については、年次計画策定が完了したことから、平成25年度からは補修事業に着手します。

◆水道の整備

安心で安全な水道水を安定供給するため、水質管理に万全を期するとともに、更なる企業経営の効率化と安定化に取組みます。

また、水道施設の老朽化対策として、国営事業なども活用し、長期改修計画による継続的な改修及び整備と長寿命化を図ります。

◆下水道処理施設の整備

下水道事業は、老朽化した終末処理場の設備機器などの修繕、更新事業を計画的に進め、維持管理経費の縮減を図るとともに、適正管理で、安定した汚水処理の保持に努めます。

合併浄化槽についても、設置希望者の要望にこたえながら事業の推進を図り、今後も公衆衛生の向上と快適な生活環境の確保に向け、全町的な水洗化を進めます。

◆消防・救急体制の充実

頻発する地震などの災害に備え、消防・救急体制の整備充実には欠かせないものとなっています。

老朽化した第3分団詰所及び車庫の改築に向け、施設の基本設計と実施設計に着手するほか、各種資機材の整備や老朽化した車両、消火栓の更新などを計画的に実施します。



◆防災対策の推進

大震災を経て、あたり前と感じてきた日常生活が大きく揺らいでいる今、安全・安心が実感できる防災体制の構築を図るとともに、更なる防災力の向上に努めます。

津波災害に対する対応策の一つである標高表示板は、国道・道道での整備が完了しましたが、これらを補う形で町道にも標高板を設置するとともに、尾岱沼地区の急傾斜地管理用階段にも避難路表示板等の整備を行います。

国の防災計画が見直され、基本的な考え方が防災から減災へと移行したことを受け、町としても「自助・共助・公助」に基づくそれぞれの対応策を検討します。

災害時におけるライフラインの障害発生を想定した備蓄品の整備、野付半島における緊急避難場所の検討などを含め、地域防災計画と津波避難計画の策定を行います。

本町の海岸線は、大部分が砂泥質で遠浅ということもあり、自然災害等により浸食が進み、低気圧や高潮による被害が発生するなど、漁業活動にも支障をきたしております。

また、前浜資源の生息環境への影響も懸念されていることから、早急な海岸保全対策について、引き続き国・道など関係機関に要請していきます。

6 参画と協働でつくるまち

◆住民参加の町づくり

協働の根幹とも言えるべき「情報共有」や「町民参加」が、これまで以上に浸透し、更なる推進が図られるよう、現在「協働のまちづくり指針」の策定に取組んでいます。

この指針の策定により、まちづくりのあらゆる分野において、町民と行政が同じ目線に立ち、問題意識を共有し、対話を重ねるなど、参加・協働を深め、町民の皆さまとの更なる行政情報の共有に努めます。

◆コミュニティ活動の推進

地域コミュニティ活動の拠点となる地域会館は、中西別福祉館に引き続き、中春別福祉館の部分改築に着手するほか、西春別風連会館の耐震改修など、計画的な整備を進めます。

◆北方領土対策の推進

我が国固有の領土である北方領土を、当時のソ連が不法占拠して以来68年目を迎えますが、近年、北方四島のロシア化・実効支配が加速化するなど、北方領土を取巻く環境が大きく様変わりしています。

昨年末発足した新政権が、悲願である北方領土返還実現

のための道筋をつけることに強く期待し、本町といたしましても22年目を迎える「ビザなし交流」事業等により、返還運動関係者の裾野を広げるなど、領土返還の気運を高める取組みを継続して実施します。

北方領土を目で見る運動の拠点施設である「北方展望塔」が、『道の駅「おだいとう」』として登録されてから、2年が経過しようとしています。

登録以前に毎年1万人前後であった入館者数は、オープン後1年間で7万人を超え、予想以上の効果が表われていますが、今後も同施設敷地内の「叫びの像」と併せ、北方領土隣接地域における返還運動の拠点として啓発に努めます。

◆時代に対応した自治体経営の推進

国は、経済再生に向けた緊急経済対策として、大型補正予算と平成25年度予算を一体とした、いわゆる15か月予算の考えの下、景気の底割れの回避をめざし、大規模な財政出動を進めています。

本町においても、国と同様に15か月予算の考えに立ち、繰越事業を予定するなど機動的な財政運営を行います。地方債の平準化と抑制、収入の確保など、中期的な財政健全化の取組みを継続するこ

とで、持続可能な財政運営に努めます。

町税については、近年若干増加の傾向にありますが、基幹産業である酪農・畜産を取巻く環境や漁業漁獲高などに左右される中、大きな伸びは見込まれません。

また、財源において依存度の大きい地方交付税については、公務員給与費の削減や社会保障関係費の自然増などが影響し、今後同水準の確保は難しいと予想されます。

このように厳しい経済情勢ではありますが、町民の皆さまが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていくため、自主財源の確保に向け、税や税外収入の債権徴収一元化の検討や徹底した無駄の排除、行政コスト縮減など、新たな行政改革への取組みも念頭に、健全な財政運営の下、行政サービスの展開を図ります。

入札制度については、公共工事の入札及び契約の適正化を基本とし、別海町中小企業振興基本条例に基づく地元企業の受注増大に努めます。

また、これまでの入札制度改善結果の検証も行い、必要な改善は取入れ、公共工事の品質と公平さを確保しつつ、より良いものを調達する責任を果たしていきます。

IV むすび

新政権の掲げる政策が、国の予算成立とともに本格始動し、緊急経済対策を始めとするこれら数々の政策が地方経済にも良好な形で波及し、地方の元気を築き上げることが期待されます。

日々変化を続ける社会情勢下で、行政に求められる役割は多様化していますが、地域主権一括法が施行され、地方は今までに増して行政運営に磨きをかけることが求められています。

住民の皆さまが、安心して健康で暮らすことができるまち、これからもずっと住み続けたいと思うまちを作り上げていくことが、私たちに課せられた使命です。

そのために、自治基本条例の理念である「情報提供と共有」、「住民参加と協働」を基本に、「笑顔あふれる豊かさ実感のまちづくり」をめざして取組みを進めてまいります。

町民の皆さまをはじめ、議員各位の変わらぬご理解とご協力を心からお願い申し上げます。平成25年度の行政執行方針といたします。

教育行政執行方針

教育長 真 籠 毅



I はじめに

我が国では、昨年の明るいニュースとして、ロンドンオリンピックに出場した日本人選手が、史上最多38個のメダルを獲得したことがあげられます。

そして、京都大学の山中伸弥教授が、ノーベル医学・生理学賞を受賞したことも、大きな夢と希望と勇気を戴く嬉しいニュースでした。

我が国で、このように優秀な人材が育成され、栄誉を受けた陰には、本人の不撓不屈の弛まぬ努力があったことは言うまでもありません。

そして、幼少時からの、基礎的・基本的な家庭教育と学校教育の力が存在したことが

も、間違いのない事実です。

別海町子どもたちの教育にとっても、これからの未知なる時代の荒波を乗り越えていく健康で強靱な体力づくりが急務です。

その上に、人を思いやる優しい心づくりや、乏しい資源を有効に活用して生きていく、強かな知恵を持った優秀な人材を育成していくことが、最も重要なことです。

ふるさと別海町を愛し地域の発展に貢献できる人材の育成や、私たちの体に脈々と受け継ぐ開拓精神に富む優秀な「人づくり」、言い換えれば「別海町の教育」とは、別海町の活力や、持続的・永久的な発展の基盤づくりであります。

II 教育行政執行の基本的な考え方

我が国の教育改革は、教育基本法の改正を基本に、国家の大事業として推進されています。

別海町教育委員会といたしましても、教育基本法の教育の目的である「人格の完成」を、教育行政の究極の目的としていきます。

そのための施策として、社

会教育では、「町民一人一人が心豊かに生き甲斐のある充実した生活を営み、活力に満ちた地域社会を形成するため、子どもから高齢者まであらゆる世代の誰もが、何時でも学べる社会教育の環境づくり」を推進します。

学校教育では、「次代の本町を担う人材の育成に向け、生きる力を重視した特色ある教育活動と信頼される学校づくりを進めながら、学校施設・設備の計画的な整備など、幼・小・中・高が一体となった総合的な教育環境の向上」に努めます。

本町の町づくりは、社会教育・学校教育の両輪を連動させ、まずは人づくりから始めることが基本であると捉えています。

III 主要施策の推進

1 生涯学習の振興

生涯学習の目的は人づくりであり、生涯学習推進の根幹となる「育てよう、別海町の『学びの木』」の発達課題の達成を目指して教育行政を推進してきました。

その結果の具体例として、毎年10月に行われる「別海町パイロットマラソン大会」では、大会を盛り上げるために500名を超すボランティアスタッフの協力を得ていま

す。

昨年は、583名が爽やかな笑顔でのサービス、温かいおもてなしの心と姿勢で接し、選手に大評判でした。

そして、選手一人一人がリピーターとなり、選手の仲間や家族連れで来町するようになり、これらは別海町の宝となり、広告塔でもあります。

生涯学習の拠点となる、仮称「生涯学習センター」の建設については、現在、職員による検討委員会を設置し、規模・設備・場所・財源等、基本的な構想を練っています。が、今後は広く町民の声を聞く等、基本構想の具体化に向けて取組みます。

図書館の活動として、昨年から、乳幼児から図書に親しむ「ブックスタート」を開始しましたが、乳幼児や保護者にたいへん好評を博しています。

また、学校では、保護者による「読み聞かせ」活動が広まりを見せており、全校に広がるよう努めます。

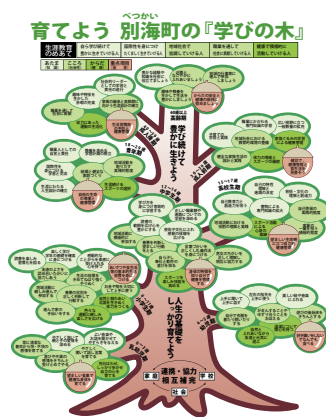
生涯学習推進のための実践研究機関である「別海町生涯教育研究所」との連携を深め、「育てよう、別海町の『学びの木』」の発達課題を確認しながら生涯学習の振興を図ります。

特に、子供たちの健全な成長には、生活リズムの確立や基本的な生活習慣の育成が重

要なことから、平成19年より生活習慣改善スローガン「早寝、早起き、朝ごはん」テレビを止めて外遊び」を掲げて推進しています。

この度本町の実践が、優れた「早寝早起朝ごはん運動」として文部科学大臣表彰を受けることとなりましたが、この受賞を次へのさらなるステップとし、子どもたちの生活習慣改善に全町を挙げて取り組みます。

平成25年度は、テレビや携帯、インターネットなどメディアに多くの時間が奪われている現状を踏まえ、平成24年度に引き続き生涯教育研究所を中心に、メディアコントロールを重点に施策を講じます。



2 学校教育の充実

文部科学省で5年連続実施した「全国学力・学習状況調査」の結果、全国的に見て北海道は低位に在り、北海道教育委員会では、「平成26年度

までに全国平均以上にする。」施策を発表しました。

本町の学校では、学力向上に向けて創意と工夫を凝らした特色ある取組みを進めた結果、徐々に向上傾向となり、ほぼ北海道平均と並ぶところまで到達し、全国平均を超えた学校も出てきています。

今後は、「学習状況調査」で課題となっていた読書時間の不足や家庭学習の方法等、家庭と深い連携を図りながら、低い位置にある学校の学力向上に向けての改善を目指します。

また、教員の資質・指導力の向上を含め、少人数指導・習熟度別指導・チームティーチング、巡回指導教員の派遣など、指導方法の工夫・改善の取組みにより、基礎・基本の確実な定着を図り、生きる力を育む確かな学力を身につけさせるよう努めています。

平成24年度、町内6校で公開研究会が開催され、その成果を発表しましたが、そういった緊張感を持つて実践が顕著になっており、今年度もこのような実践研究を積極的に推奨します。

生徒指導面では、いじめは壊滅に近く減少し、校内暴力は皆無ですが、不登校が増加

の一途をたどっており、今後も「心の教育」を推進し、教育相談の充実や臨床心理士の活用等、積極的な生徒指導の充実を図ります。

学校給食センターは、食育基本法の制定以来、家庭教育とも連携を深めながら栄養指導と食育を推進しています。

食の安心・安全のために、可能な限りの「地産地消」を推進していますが、2年連続地元の方から食材の無料提供があり、今後も別海町の本物の味、とれたての味を子どもたちに体験させるべく努力します。

町内21か所の学校施設の安全管理については、東日本大震災の教訓を踏まえ、普段の学校生活の中での安全確保を最重点とし、学校教育活動と、災害時の避難所として使用する面の機能を果たす必要があることから、非構造部材の耐震化を含めた学校耐震化推進計画の見直しを進めます。

緊急改築が必要な中春別中学校については、本年度、校舎改築工事に着手し、上西春別中学校については、防音改築採択に向け北海道防衛局と協議を行います。

特別支援教育の充実を図るため、物理的・精神的な障壁・障がいを取り除く「バリアフリー」、障がい者と健常者が区別なく生活する「ノーマライゼーション」、包括的・統合

的な教育をする「インクルージョン」を三本柱とし、障がいを持った子どもが、将来自立できるような施策を推進します。

幼児教育については、望ましい生活習慣や態度の育成のため、幼稚園と家庭・地域との連携をより一層深め、子育て支援の充実に努めます。

少子化に伴う学校規模の極小化が進む中、平成17年11月に策定した「別海町立小・中学校適正配置計画」を別海町教育振興審議会に諮り、昨年12月に計画を改定しました。

なお、町内18の小・中学校は、当面、存続していくこととしていますが、本年度も学校のあり方について、保護者や地域と検討をします。



3 社会教育の推進

社会教育は、人々の自由かつ主体的で多様な学び合いを

中心とした自己形成の営みであることから、教育行政の責務としては、町民の学習活動を保障するための条件整備や環境醸成を図り、求めに応じた必要な支援をします。

町民の社会教育活動の拠点施設である公民館は、人々とのつながりを大切にしながら、地域住民の多様な学習活動や、いちばん身近な地域づくりの拠点としての役割を認識し、学習機会の提供に努めます。

平成14年度から順次開設し、町内に8大学を設けている「別海町平成寿大学」も12年目を迎え、年々在学生も増加したいへん好評を博しています。

平成24年度は325名が在学し、異世代交流も活発になつてきており、これからも、高齢者の学習要求に応えられる学習プログラムの充実を図ります。

また、各公民館で開設している0歳児から3歳児までの乳幼児と母親を対象とした「乳幼児母親家庭教育学級すくすく」の学級生は、少子化日本の中で、驚異的な増加数を誇っています。

「三つ子の魂百まで」と言われるように、3歳までの家庭教育の必要性を学習し合い、孤独になりがちで子育てに戸惑いと不安を抱えている若い母親世代の交流や、情報

交換を活発化させることが重要なことから、今年度も更なる参加者の増加を促します。地域の名人を講師に招聘した各種講座の開催や、地域のアーティスト、まちづくりグループ、NPO団体の活動も積極的に支援します。「道東著名作家特別展」は4年連続で開催し、回を重ねるごとに近隣の市町からの来場者も増え、大きな成果をあげています。

「第3次社会教育中期振興計画」は10年計画の5年目を迎えますが、社会教育の指針として、「人づくり」や「協働のまちづくり」の実践化に積極的に取組むとともに、過去5年間を総括して、計画後半に当たる平成26年度から平成30年度までのアクションプログラムの見直しを行い、時代の流れに即した新たな教育課題に対応します。



4 芸術・文化の振興

芸術・文化は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、豊かな人生を送る上で大きな力となり、21世紀の地域活性化の基盤となるものです。

この考えに立ち、町内各地で活発な活動を展開している別海町文化連盟傘下の各団体、サークルの自主的な活動を一層支援するとともに、多くの町民が、文化ボランティアなどにより、積極的に参加・創造できる環境づくりに努めます。

文化財の保護・保存では、国指定史跡「旧奥行白駅通所」、北海道指定天然記念物「西別湿原ヤチカンバ群落地」、新たに昨年度別海町指定有形文化財に指定した「厨子入南矢臼別馬頭観世音菩薩坐像」を始め、別海町歴史文化遺産も含めた町内の貴重な各種文化財の保護・保全に努めながら、教育的な活用を推進します。

また、「ふるさと講座」や「郷土学習出前講座」、「出前移動展」等、別海町郷土資料館が積極的に町民の中に入っていく企画を推進します。

旧美原小学校校舎は、図書館の蔵書庫、個人所蔵の貴重な保存文書庫・美術作品庫・開拓時代の蕎麦づくり記念庫、及び地元町内会の行事の場、地域老人会の「いきいき

ホーム」として、旧豊原小学校校舎は、郷土資料館の分館として、別海村時代の開拓の苦労を偲ぶ農器具・民具等の資料を順次、展示していくよう計画します。



5 スポーツの振興

明るく豊かで活力に満ちた社会を形成する上で、スポーツの振興は欠かすことができません。

町民誰もが身近にスポーツに親しむことができる、生涯スポーツ社会の実現を目指し、長年にわたって地域のスポーツ環境の整備に努めてきました。

大きな成果として、少年団活動、中学校・高等学校の部活動においては、ボランティア指導者の、心の養成に重点を置く熱心な指導により、全道・全国大会において優秀な成績を上げています。

昨年の別海町パイロットマラソン大会は、フルマラソン1,246名、5キロマラソン492名、合計1,388名の選手が別海町の大平原を走りました。

フルマラソンの選手は、道外から172名、還暦を過ぎた方が176名参加しました。

冒頭でも述べましたが、町民の温かいご協力により、大きな感動と勇気を与えてくれたこの大会は、別海町の名を広め、マラソンブームもあって全国的なイベントに成長しました。第35回の節目となる今年は、更に感動的な大会になるよう企画します。

本町の子どもたちは、肥満が問題となっており、体力不足も顕著に現れています。

予防・改善対策の一環として町保健センターが町民プールで実施している「キッズエクスサイズ」や、親子での参加による事業は大きな効果を上げていることから、教育委員会としても積極的にサポートします。

夏休み・冬休みにプールやスケートリンクでスポーツ教室を実施し、スポーツ好きな子どもたちの育成を図っています。が、今後も工夫改善しながら別海町の特性を生かしたスポーツを子どもたちに広め、体力の向上を目指します。

今年度、予定している施設

整備の主なものは、全天候型トラックの改修工事、西春別スケートリンクの補修工事です。

「町民皆スポーツ」を目指す上で、施設は重要なポイントであり、今後も可能な限り補修を進め、施設の維持に努めます。

IV おわりに

これらの教育行政執行方針の具現化のためには、別海町民全員が一丸となって行動を起こさなければなりません。はじめに述べたオリンピックまでの活躍やノーベル賞受賞の快挙は、我が国の教育の成果であり、永年に渡る「教育」の賜物です。

家庭・学校・社会が強くて堅い絆を持ち続けてきたからこそできた功績なのです。

別海町教育委員会といたしましては、一人一人の心優しく温かい町民と、子どもたちの底力を信じて、今年度も、「温もりの心と慈しみの眼差し」を教育行政の指針といたします。

そしてまずは、小さなことから、たった一人からでも、「できることから行動を起こす」ことを基本に、協働のまちづくりによる本町教育の振興・充実に向けて、全力で突き進む決意であります。

※承諾された方のみ掲載しています

長寿90歳 おめでとう

町内在住で90歳を迎える方を祝う「別海町長寿賞」が、平林邦彦さん（大正12

年2月25日・中春別）、小山久子さん（大正12年2月25日・上風連）、高橋喜美枝さん（大正12年3月3日・別海）、穴戸澄子さん（大正12年3月4日・別海）、尾崎芳子さん（大正12年3月6日・尾岱沼）、手塚侑さん（大正12年3月8日・別海）、平井ミヨさん（大正12年3月13日・上春別）、伊東千代子さん（大正12年3月14日・西春別）、八木巻トミさん（大正12年3月15日・尾岱沼）に贈られました。



平林 邦彦さん(中春別)



小山 久子さん(上風連)



穴戸 澄子さん(別海)



尾崎 芳子さん(尾岱沼)



平井 ミヨさん(上春別)



八木巻トミさん(尾岱沼)

北海道知事感謝状を受ける

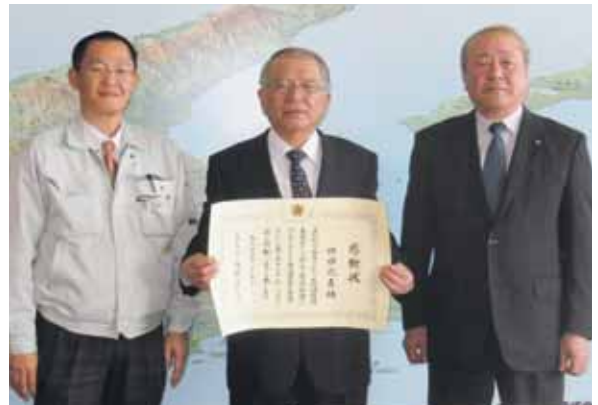
2/15

北海道知事感謝状を授与された瀬瀬（こうけつ）成喜さん（大成）が町長へ挨拶に訪れました。

瀬瀬さんは、平成10年から別海町酪農研修牧場の受入協力農家として、新規参入希望者への技術支援を行い、平成12年度に北海道指導農業士に認定されました。

認定後も積極的に新規参入希望者への技術支援や農業の担い手支援を進めてこられたことから、その活動が高く評価され、今回の授与に至りました。

今後も瀬瀬さんの益々のご活躍が期待されております。



野付小学校人権教室

2/19

法務局根室市局主催による「人権擁護教室」が野付小学校で開かれました。

6年生の授業では、人権擁護委員による紙芝居を通じて分かりやすく人権について学びました。また、紙芝居の後、人権擁護委員から「自分らしさ」とは何だろうと質問が出され、児童たちは自分が得意なモノ、友達の良いところや素晴らしいところを発表しあいました。



北海道家庭教育サポート企業等制度新たに締結

2/27

寺井建設株式会社（代表取締役寺井範男）は、このほど北海道家庭教育サポート企業等制度の協定を道教委と結びました。

この制度は、家庭教育を支援するための職場づくりに取り組む企業等と道教委が協定を締結し、相互に協力して、北海道における家庭教育の一層の推進を図ることを目的とするもので、町内の締結企業は合わせて9社となりました。



第38回別海町消費者大会

2/19

第38回別海町消費者大会（主催：別海町消費者協会）が中央公民館で開催されました。

「危ない危ない今の暮らし!!未来のために見直そう」をテーマに、北海道消費者協会非常勤講師・松実寛さんによる環境問題についての講演や、省エネや着物のリメイクなど消費生活に関する展示、フリーマーケットなどが行われました。

また、牛乳の消費拡大の一環として町内の小学生を対象に募集した第7回牛乳パッケージイメージデザインコンクールの投票も併せて行われ、来場者が応募作品を熱心に審査していました。今年度は365点の作品がよせられ、投票の結果、6点の入賞作品が選ばれました。

入賞者は次のとおりです。



【1年生】
大沼 倉大朗(西春別小)



【2年生】
松原 洸政(別海小)



【3年生】
早坂 隆摩(上風連小)



【4年生】
成田 萌乃佳(上西春別小)



【5年生】
山桑 朱莉(上春別小)



【6年生】
加藤 冬美(上西春別小)

北海道こどもかるた大会で大活躍!!

3/1・4

第16回北海道こどもかるた大会が2月24日に札幌市で行われ、根室管内代表として別海町から小学生の部で2チーム、中学生の部で1チーム出場し、すべてのチームが上位入賞を果たすという素晴らしい成績を残しました。

大会終了後、選手のみなさんが教育長を訪問し結果報告を行いました。教育長からは選手の健闘を称え、労いの言葉がかけられました。選手のみなさんおめでとうございます。



●小学生の部 (32チーム参加)

優 勝／竜神の翔（立山竜汰・富崎脩斗・加藤皇臣・富崎琢斗・井上侑大）

準優勝／白銀の龍（外川桃寧・秋田理玖・秋山真里奈・半田夏月・齋藤彩芽）

●中学生の部 (33チーム参加)

準優勝／竜神の紅翼（富崎翔太・濱松勇也・佐藤大和・富崎帆波・井上淳士）

根室管内教育実践表彰

2/27

根室管内における学校教育・社会教育の分野で優れた実践活動を行い、その成果が顕著な団体等に贈られる「根室管内教育実践表彰」に、「美原子童太鼓保存会」が選ばれました。

美原子童太鼓保存会は平成3年に設立され、地域に根ざした郷土芸能の団体として、地域行事・文化祭などでの演奏活動の他、ケアハウスやデイサービスセンターなどの施設訪問を積極的に行ってきました。地域の子どもたちの交流の場として年間を通じてさまざまな事業を実施し、ボランティア活動を通じて子供たちの豊かな心を育ててきた実績が高く評価され、今回の受賞となりました。

役場で表彰状の授与式が行われ、千葉俊文根室教育局長から賞状と記念品が授与されました。今後も地域での一層の活躍が期待されます。



春の全国交通安全運動

1. 子供と高齢者の交通事故防止
2. 自転車の安全利用の推進
3. 全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用
4. 飲酒運転の根絶
5. スピードの出し過ぎ防止

重点項目として上記5項目を挙げて展開されます。

4月6日(土)～15日(月)の10日間に渡り、春の全国交通安全運動が展開されます。

また、交通事故死ゼロを目指す日として**4月10日**が設定されています。

「事故防止は家庭から」を合言葉に、安全・安心なまち、別海町を目指しましょう。



～既存住宅の耐震診断・耐震改修のすすめ～

町では耐震改修事業補助金交付制度を創設しております。

住宅のリフォーム等にあわせて耐震改修をしませんか？

近年は日本各地で大規模な地震が頻発しており、本町でもいつ大きな地震が発生してもおかしくない状況にあります。

町では、町民の安全、安心を確保するために、既存住宅に係る耐震改修の促進を図り、住宅の倒壊等による被害を軽減することを目的として、改修費用の一部を補助する制度を設けています。

1 対象住宅 ①所有者自ら居住している住宅

②昭和56年5月31日以前に着工した住宅で耐震診断の結果、耐震性能評点1.0に満たない住宅（昭和56年6月以降は建築基準法が改正され耐震基準が強化されています。）

※ 耐震診断は根室振興局建設指導課で無料診断を行っております。(建物図面必要)

2 補助額 耐震改修工事費20万円未満の場合 ……その費用の額

20万円以上、200万円以下の場合 ……20万円

200万円を超える場合 ……耐震改修工事費の10%

300万円を超える場合 ……30万円

3 問合せ先 別海町役場 建設水道部 事業課 建築担当 TEL75-2111(内線3311)

総務部 総務課 防災交通担当 TEL75-2111(内線2116)

※耐震診断については、根室振興局 産業振興部 建設指導課 TEL0153-23-6832

耐震改修促進法に係る町内施設の耐震化の状況について

表4-1 【耐震改修促進法第6条第1号に規定する特定建築物※1の耐震化の現状】

	施設名称	構造	階	延床面積(m ²)	竣工年	耐震診断		耐震改修		耐震化の方針
						状況	診断年	状況	改修年	
1	町民体育館	RC	2	2,966.08	S54	済	H20	済	H23	
2	野付小学校	RC	2	3,418.85	S56	済	H19	済	H20	
3	上風連小学校	RC	2	1,212.40	S46	済	H21	済	H23	
4	別海中央小学校(校舎)	RC	2	4,104.52	S53	済	H9	—	—	耐震性有り
	別海中央小学校(屋体)	S	2	1,032.81	S53	済	H9	済	H20	
5	中春別小学校	RC	2	1,222.00	S54	済	H21	—	—	耐震性有り
6	中春別中学校	S	2	1,540.59	S43	済	H20	—	—	改築予定(H25～)
7	上西春別中学校	RC	2	1,673.53	S47	—	—	—	—	改築予定(H27～)
8	上春別中学校	RC	2	1,270.40	S46	済	H21	済	H23	

※1 昭和56年5月31日以前に着工若しくは完成した特定用途に利用される一定規模以上の建築物

本町では、耐震改修促進法第5条7項の規定により平成20年4月に「別海町耐震改修促進化計画」を策定し、町内の建築物にかかわる耐震化に努めております。

つきましては、町内にあります耐震改修促進法第6条第1項に規定する特定建築物にかかわる耐震化の状況についてお知らせいたします。

問合せ／防災交通担当
(内線2116・2117)

べつかい協働のまちづくり補助金

《公募型》

町民の皆さんによるまちづくり活動を支援する「べつかい協働のまちづくり補助金」(公募型)の前期分受付を4月1日(月)から開始します。応募をお考えの方は、下記に配置している「募集要項」をご確認のうえ、お気軽にご相談ください。

《一般型》

自治基本条例に基づき多様な主体(町民及び町民以外で別海町に関係のある人々や団体)が「町民参加と協働」のまちづくりに関心を持ち、積極的に関わっていく活動を支援する「べつかい協働のまちづくり補助金」(一般型)の受付を4月1日(月)から開始します。詳細は募集要項をご確認ください。

べつかい協働のまちづくり補助金 公募型(前期分)・一般型募集要項配置場所

役場2階総合政策課窓口、各支所、各連絡事務所、各公民館、スポーツセンター、図書館 ※町ホームページからのダウンロードも可能です。

問合せ・申込先／まちづくり推進担当(内線2215・2216)

中西別ふれあいセンター(旧福祉館)が完成しました

財政課から

昨年8月より改築工事を進めて来ました中西別福祉館が本年2月に完成し、3月から利用開始となりました。

本施設は、林業・木材産業構造改革事業に関する補助金を受け建設し、道産木材や地域木材を内部にたくさん使用した建物となっております。

なお、施設の完成に伴い、「中西別ふれあいセンター」と名称を変更し、住所が中西別光町38番1となりました。

問合せ／契約管財担当(内線2315)



年度末に向けた徴収対策の強化について

税務課から

本町では、法令等に則った自主納付による納期内納税を大原則としておりますが、事情により期日内納付ができない方に対しては、分割納付の相談なども受けております。一方で、催告に応じない方、連絡のない方、誓約を守っていただけない方などにつきましては、税負担の公平性を遵守するため、債権(預貯金・給与・生命保険など)の調査や差し押えを実施しておりますので、ご承知願います。

《平成24年度債権の調査・差押件数》
○債権の調査～5,672件 ○債権の差押233件
(平成25年2月末現在)



差し押えの例 ①陶器



差し押えの例 ②タイヤロック

～町税の未納はありませんか？～

納期限を過ぎた町税について、納付を忘れたり、何らかの事情で納期内納付ができなかった方はいらっしゃいませんか？納期限を過ぎた税についても、お手持ちの納付書により金融機関窓口等で納付が可能ですので、早急に納付をいただくようお願いします。また、一括で納付できない場合は、税務課窓口にてご相談ください。

問合せ／収納対策担当(内線1115・1116) FAX 75-2773

税関係の各種証明書の申請について

～代理人の場合は「委任状」が必要となります。～

新年度となり、税に関係する各種証明書が必要となることが多くなると考えられますが、各種証明書の交付申請にあたっては、本人申請が原則ですので「本人確認」が必要です。(運転免許証、保険証などをご持参ください。)

また、代理人が申請する場合は、必ず「委任状」が必要です。委任状と代理人の本人確認ができるものをご持参ください。

本人確認及び委任の事実が確認できない場合は、証明書を交付できないこともありますので、ご注意ください。

なお、平成25年度(平成24年分)町・道民税所得・課税証明の交付は、納付書又は口座振替により納付する方法又は年金からの引き落としにより納める方法である人は、6月14日頃(納税通知書を発送した日以降)、給料からの引き落としにより納める方法である人は、6月3日頃(特別徴収税額の通知書を発送した日以降)となります。

問合せ／課税担当(内線1111～1114)

＜委任状の記載例＞

私は、別海花子(昭和 年 月 日生)
【代理人氏名、生年月日】に△△△証明書
(所得証明書など)の交付申請・受領につ
いての権限を委任します。

平成 年 月 日

委 任 者
住 所 野付郡別海町〇〇 番地
氏 名 別 海 太 郎 印
生年月日 年 月 日生

春の火災予防運動及び住宅の防火点検を実施します!!

消防署から

4月20日から4月30日まで春の火災予防運動を実施します!!

春は空気が乾燥する上、季節風が強く、火災が発生しやすくなります。

これからの時期は、特にゴミ焼きからの火災が多く、当町においては、ロールペーラーなどの農業用機械からの火災も毎年発生しています。

火災予防対策をしっかりと行い、大切な命と財産を火災から守りましょう！



住宅の防火点検を実施します！

火災予防の一環として、運動期間中に消防団員が一般住宅(農家地区)の防火点検を実施します。これは、住宅の煙突やホームタンクなどが安全に設置されているか点検するものです。不審に思われた場合、消防団員は団員証を携帯していますので、団員証の提示を求めるか消防署まで問い合わせして下さい。皆様のご協力をお願い致します。

問合せ／別海消防署 TEL75-2200

別海町内からの 119番通報で発信場所が 別海消防署で確認できるようになります!!



「携帯電話・IP電話の位置情報システム」の運用開始のお知らせ

「根室北部消防事務組合別海消防署」では、平成25年4月1日から携帯電話・IP電話(050で電話番号が始まる電話サービスを除く)及び固定電話からの119番通報時に通話と併せて通報者の発信位置に関する情報が自動的に通知される統合型位置情報通知システムの運用を開始します。

このシステムにより、119番通報時に通報者の発信位置情報を速やかに把握することが可能になります。特に屋外における携帯電話からの119番通報で、住所が分からない場合でも、通報者の発信位置を把握することができるため、迅速かつ確実な救急活動及び災害対応が可能となります。

また、今まで携帯電話からの通報は、「中標津消防署」で受付して「別海消防署」に転送されていましたが、別海町内からの携帯電話による119番通報は、今後、すべて別海消防署での受付に変わります。(町境等や一部通報場所によっては、他消防署に繋がる場合もあります。)

1 運用開始日

平成25年4月1日から

2 対象となる電話

	対象となる電話
	第3世代以降の携帯電話(GPS測位方式対応機種)
	IP電話及び固定電話等 (電話番号が050で始まる電話サービスを除きます)



※第3世代携帯電話とは、高速データ通信対応の携帯電話です。

NTTドコモの FOMA }
au(KDDI)の WIN } などが該当します。
ソフトバンクの 3G }

詳しくは、各携帯電話事業者へお問い合わせ下さい。

※IP電話とは、インターネットを利用した電話で、電話網の代わりに「IP網」を経由して音声をやとりする電話のことです。

●第3世代携帯電話でもGPS測位方式に対応していない機種及びGPS測位方式対応機種でも建物内や地下街等、衛星からの電波が良好に受信できない場合は、携帯電話事業者ごとの電波受信基地局(アンテナ)所在地から算出された位置情報となり、場合によっては数百メートル又はそれ以上の誤差が生じるなど、正確な発信位置は測定できません。

●GPS測位とは、衛星からの電波を受信して現在位置を測定するものです。

3 119番通報にあたってのお願い

位置情報が十分確認できない場合がありますので、119番通報時には、これまでどおり住所や目標物などを出来るだけ詳しくお伝えください。

4 「184」を付加した通報について

「184」を付加された発信者番号非通知の場合は、位置情報が通知されません。

ただし、この場合でも人の生命、身体に危険が差し迫っていると認められ、すぐに位置情報を知ることが出来ないと判断した場合は、強制的に位置情報を取得する場合があります。

国保だより

第77号

今回は広報で

*70歳以上75歳未満の方へ

医療費の窓口負担が1割に据え置きとなります！

医療機関の窓口負担が1割の方は、制度改正により平成25年4月から2割に引き上げられる予定でしたが、平成26年3月まで1割に据え置かれることになりました。

平成25年3月まで	平成25年4月から
自己負担 1割	自己負担 2割 1割

※現役並み所得者の方は自己負担が3割のままで変更はありません。
※後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害があると認定された方は除きます。

*国保に加入するとき・やめるときは必ず届出をしましょう！

次に該当される方は必ず届出をしてください。

国保に入るとき	●他の市区町村から転入したとき (職場の健康保険などに加入していない場合) ●退職などで職場の健康保険などをやめたとき ●子どもが生まれたとき ●生活保護を受けなくなったとき	※届出が遅れると・・・ 資格が発生した時点(届出日ではない)までさかのぼって国保税を納めなければなりません。また、その間の医療費はいったん全額自己負担となります。
国保をやめるとき	●他の市区町村へ転出したとき (学生は申請により特例が認められています) ●職場の健康保険などに加入したとき ●生活保護を受けるとき ●死亡したとき ●一定の障害があると認定された65歳以上の方が後期高齢者医療制度に加入したとき	※届出が遅れると・・・ 保険証が手元にあるため、うっかりそれを使ってしまうと、国保が負担した医療費はあとで返していただくこととなります。また、国保税が二重払いになってしまうこともあります。

問合せ／国民健康保険担当(内線1215・1216・1217)

飼犬の登録忘れていませんか？

生後91日以上の子犬の飼い主は、犬を飼い始めた日から30日以内に、町民課に犬の登録を申請し、交付された鑑札を犬に付けておかなければなりません。

鑑札には登録した自治体と、犬の固有番号が表記されており、犬が全国のどこで保護されても飼い主がわかるようになっています。犬には必ず鑑札をつけるとともに引越などの際には犬の登録事項変更届も忘れず提出してください。

登録手数料は1匹3,000円です。

なお、一度登録すれば、犬の所在地が変わっても登録手数料は不要です。

※犬の登録はしていても飼犬が死んだときに死亡の届出を忘れていませんか？死亡届が

提出されないと登録が抹消できないため「集合注射の案内」などの送付が続くことになります。

問合せ／町民生活担当(内線1213)



し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

平成25年度のし尿と家庭廃水のくみ取りが始まります。

くみ取りが必要な方は、くみ取り月の前月20日までに町民課・各支所・連絡事務所または渡邊清掃株式会社(電話75-2861 フリーダイヤル0120-57-9310)までお申し込みください。※携帯からはフリーダイヤルにつながりません。

申込方法については、「し尿と家庭廃水のくみ取り予定表」を参考にして下さい。(役場町民課・各支所、連絡事務所配布しています。)

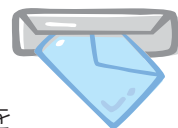
なお、5月のくみ取り地区は別海、本別海、走古丹、中春別、豊原、美原、尾岱沼、床丹となります。まだ申込みをされていない方は4月20日までにお申し込みください。

また、証紙がないとくみ取りできませんので、事前に必ず別海町収入証紙(し尿処理専用)を用意しておいてください。

問合せ／町民生活担当(内線1212・1213)



「海外宝くじ」にご注意ください!



海外宝くじのダイレクトメールについての相談が増えています。

ある日突然海外から、申し込んでもいないのに「賞金が当たった」「高額賞金を手に入れる権利を得た」などという封書が届き、賞金を受け取るための手数料という名目で、お金の振り込みや、クレジットカードの番号を書いて返信するよう促されます。

日本国内で海外の宝くじを購入することは違法にあたる可能性があります。また、このような手口で実際にお金が入り込められたことはありません。郵便が届いても、誘い文句に惑わされず、申し込まないようにしましょう。

なお、断るために相手に連絡すると、さらに電話番号などの個人情報伝わり、悪用される恐れがありますので、絶対に連絡しないようにしましょう。

迷ったときや不安に思うときは、一人で決めずに周囲や相談窓口にご相談ください。

問合せ／町民課町民生活担当(内線1212)

平成25年度 野犬掃討 のお知らせ

町では狂犬病予防及び町民・家畜への被害防止のため、「狂犬病予防法」「別海町畜犬及び野犬掃討条例」に基づき今年度も野犬掃討を行います。

畜犬をけい留せずに飼育することは野犬掃討用務のさまたげとなるだけでなく、新たな野犬発生の原因となります。畜犬のけい留の徹底をお願いいたします。

問合せ／町民生活担当(内線1213)

平成25年度 福祉入浴券申請 受付について



町内に住所を有し、在宅している方を対象に福祉入浴券の申請受付が始まります。

年間助成枚数：1人6枚(10月以降の申請から3枚となります。)

対象者：

- ① 満65歳以上の高齢者
- ② 身体障害者手帳1～3級の所持者
- ③ 療育手帳所持者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳所持者

高齢者通院費 助成について



町内に住所を有する満70歳以上の高齢者で、釧路市内の医療機関へバスで通院している方に交通費(バス代)を一部助成します。

対象者：以下のすべてに該当する方

- ① 敬老優待無料バス乗車券の交付を受けている方
- ② 6ヶ月以上継続して治療が必要と医師が認めた方
- ③ 釧路市内(循環器内科、放射線科、麻酔科、整形外科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、口腔外科、皮膚科)で治療を受ける方

福祉牛乳の支給申請について



福祉牛乳の対象者は下記のとおりとなっておりますので、受給を希望される方は役場福祉課または最寄りの支所・連絡事務所で申請してください。

なお、現在受給している方は、申請手続きは不要です。

対象者：

- ① 高齢者：満70歳以上の方
※緩和措置として、平成25年度は満67歳以上(昭和21年4月以降生まれの方)も対象となります。
- ② 妊産婦
ア妊婦：妊娠6ヶ月に入った月初めから出産した日まで
イ産婦：出産した日の翌日から1年間
- ③ 幼児：満1歳になった日から義務教育開始前の3月末まで
- ④ 身体障がい者(児)：3級以上の手帳所持者
- ⑤ 療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者
- ⑥ 生活保護世帯：生活保護廃止となった月の末日まで
- ⑦ ひとり親世帯：母親または父親と義務教育終了前の児童

心身障害者巡回相談について

心身障害者巡回相談の日程が決定しましたので、補装具の支給・療育手帳の判定を希望する方は、開催日の概ね2ヶ月前までにご連絡ください。

なお、18歳未満の方は釧路児童相談所別海巡回相談が別日程で行いますので、日程が決まり次第、ご連絡いたします。

開催地及び日程：

- ① 中標津町 平成25年11月26日(火)
- ② 根室市 平成25年11月27日(水)



問合せ／社会・障がい福祉担当(内線1312)

いきいき元気あっぷ健康体操教室日程

地域包括支援センターから

(9:45～11:30)

高齢となっても健康寿命を延ばし地域でいきいきとした生活が送れることを目標として月1回、運動指導や健康維持に関する教室を開きます。

	中央公民館	東公民館	西春別ふれあいセンター
4月	11日(木)	16日(火)	23日(火)

【対象者】

- ①65歳以上の方。体力、気力の低下が気になる方。
- ②健康寿命を延ばす活動をしてみたい方(64歳以下でも可)
- ③参加費無料
 - ※介護認定を受けていない方が対象となります。
 - ※参加希望の方は地域包括支援センターまで申込み下さい。
 - ※治療中の方や体調に不安のある方は事前に主治医への確認をお願いいたします。



地域包括支援センターは高齢者の介護や生活の困りごとの総合相談窓口です

■お問い合わせ先 電話 0153-79-5500 (直通) 別海町役場1階福祉部内

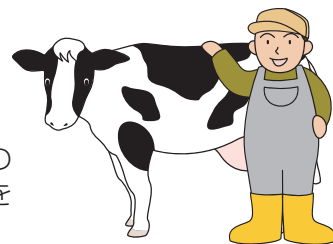
農政課から

融雪期に向けて、 家畜排せつ物の適正な管理の徹底を！

長い冬も終わり、北海道にもようやく春が訪れようとしています。
毎年この時期は、融雪とともに家畜ふん尿やれき汁の河川流出や地下浸透などの危険性が高まることから、家畜排せつ物の適正な管理について、より一層の徹底を図る必要があります。

堆肥舎、尿溜、スラリーストアなどを自主点検するとともに、適切な家畜排せつ物の管理に努めましょう。

問合せ／酪農畜産担当(内線1416・1417)



水産みどり課から

ヒグマに注意！

4月6日(土)から5月6日(月)は、
春の「ヒグマ注意特別期間」です

春先は森林内で親子グマの出没が多く、5月以降は、好奇心旺盛で警戒心が薄い小グマが母グマから独立し、人里付近に出没することが予想されます。

山菜採りが盛んになる季節を迎えるにあたり、野山に入るときはヒグマに対する注意(例:複数行動、音を立て存在を周知、見張りの徹底、薄暮時を避けるなど)を怠らないようお願いします。

また、町内のヒグマ出沒情報については、別海町ホームページ(アドレス<http://betsukai.jp/>)の地域安全情報システムまもメール内「ヒグマの出沒情報」でも確認いただけます。

なお、ヒグマに遭遇したり、足跡などの痕跡を見つけた場合は、情報をご提供ください。(昨年度、別海町内での目撃情報は32件ありました。)

問合せ／みどり担当(内線1611～1613)



河川環境保全事業に要する補助金の募集について

別海町では、平成20年度から別海町清流保全基金条例を設け、町民が行う豊かで清らかな川づくりなど河川環境保全活動に要する経費の一部を補助しております。

今回、平成25年度内に河川環境保全に係る事業を実施する団体等を対象にこの補助金が有効活用されるよう次のとおり募集します。

詳細については、下記までお問合せ下さい。

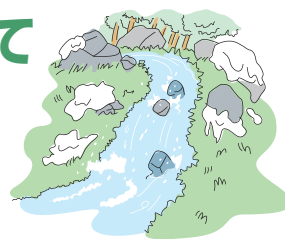
補助金対象経費: 河川の植樹事業に係る経費、河川及び河川敷地の清掃に係る経費、河川環境保全に係る講演の経費。

補助率: 1/2以内、(上限30万)

募集期間: 平成25年4月1日～4月30日まで。

なお、募集期間内において、補助上限額に達しない場合は、随時受付とします。

問合せ／みどり担当(内線1611・1612)



「はかり」の定期検査のお知らせ

検定証印や基準適合証印のついた正確なはかりも、使用しているうちに誤差が生じる場合があります。

そのため、商店や病院などで取引や証明に使用している「はかり」・「分銅」・「おもり」は、計量法に基づき2年に1回行われる「定期検査」を受検することが義務付けられており、検査に合格したものでなければ使用できません。（代検査計量士の検査を受検した計量器は定期検査を免除されます）

平成25年は定期検査の年です。必ず検査を受けましょう。

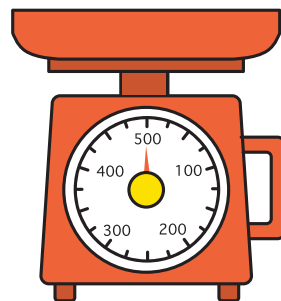
※町では、平成23年実施の定期検査を受けている方を対象に事前調査を行います。

調査の際はよろしくお願いいたします。

なお、平成23年に検査を受けていない方は問合せ先までご連絡ください。

検査日時

5月28日(火)	13:30~16:30	西春別ふれあいセンター
5月29日(水)	10:00~16:00	野付漁業協同組合 荷捌所
5月30日(木)	9:00~12:00	別海町役場 本庁舎
	14:00~15:00	別海漁業協同組合 荷捌所
	16:00~17:00	中春別農業協同組合



問合せ／商工労働担当(内線1624)

平成24年度 工事監査結果措置状況等通知書

監査委員事務局から

監査実施年月日／平成24年10月24日～10月31日までのうち6日間 結果報告書提出年月日／平成24年12月25日

別海町監査委員 鈴木 英世・下川原 洋・山田 信

(1)町道等維持補修業務委託料の支払いに係る検査調書の作成について

町道等維持補修業務委託料の月支払いにあたって、履行確認検査調書を作成しているが、この検査調書の月支払い金額は、町道等維持補修業務委託契約金額に、他の資材納入単価契約書に基づく金額を合算した金額となっており、その検査調書により委託料の月支払いがなされているので、業務委託契約ごとに履行確認の検査調書を作成し、それに基づいた委託料の支払いをされたい。

措置の内容／これまで町道等維持補修業務委託(パトロール)で発見した補修については、従前から維持補修業務委託業者と単価契約を結び補修を行っていることから、町道等維持補修業務の月払いに補修費を合算(内訳は明示)して支払いを行ってまいりました。今回のご指摘を踏まえ、昨年9月からは検査調書を分けて検収を行い支払いをしております。

(2)市街地内の町道改良舗装工事に係る取付道路(簡易舗装)の整備について

市街地内の町道改良舗装工事施工に伴って民地の出入口に対して取付道路として簡易舗装(厚さ3cm)を施工しているが、所有する自家用車の台数や民地出入口の本施工道路と民地との段差などによって取付道路の間口幅、長さが異なり、それに伴い取付道路の施工費も異なっている。その場所によっては、過大な取付道路費(公費が過大)となっており、それが目につくので、住民間の公平性を確保するためにも、一定のルール化(例えば、自家用車1台所有の場合は取付舗装間口幅を統一するとか)を図り、それに基づいた取付道路(簡易舗装)の設計・施工をされたい。

措置の内容／市街地道路の取付道路につきましては、隣接する民地へ車両の乗り入れがある部分について車道への砂利の飛散、路肩部の沈下を防止するため舗装工及び路盤工を施工しているところであります。ご指摘の取付道路の形状については、延長は路肩に設置している縁石背面より1m幅につきましては現状で取付道路として使用している幅を基本とし土地所有者と協議して決定しているところであります。また、道路の整備により周辺地盤と道路面に段差が生じる場合等につきましては取付道路延長を1mより長く設定し乗り入れ部の勾配を緩和する設計としています。今後の工事につきましては、車両台数による幅の設定は困難と思われますが基本の形状を基に民地への乗り入れの状況等を考慮し公平性を確保し過大にならないような設計をしたいと考えております。

(3)町道別海南1条通線交付金工事に係る一部歩道路面の施工性について

町道別海南1条通線交付金工事は、平成24年10月10日をもって完成しているが、歩道路面の一部に溜った雨水が車道へ素早く排除されない箇所が見受けられるので、歩道面の勾配を調整するか、穴あき歩車道縁石に変更するかなど請負業者を指導されたい。

措置の内容／ご指摘の箇所について、調査をしましたところ1cm程度周りより低くなっており、雨水が溜まっている状況であります。請負業者に手直しを指示して雨水が溜まらないように高さの調整を実施致しました。

(4)道路用地と隣地境界付近にある看板の安全性の確保について

道路工事に伴って歩車道が拡幅・整備されたことにより、道路用地に隣接する民地の老朽化された看板が歩道通行者の安全に問題がある箇所が見受けられるので、民地側に指導されたい。

措置の内容／ご指摘の看板については、店主に破損箇所の補修を指示し補修を終えております。

平成25年度以降合併処理浄化槽設置整備事業申込

町では、海、河川、地下水の水質汚濁防止と生活環境の改善を図るために、下水道処理区域外にお住まいの方で合併処理浄化槽を設置する方へ補助金を交付しております。

希望される方は、申出書を提出してください。(申込みは設置者本人とします。)

平成25年度以降の補助内容は次のとおりです。

1 補助金交付対象者

◇別海町民で下水道処理区域外の住宅に合併処理浄化槽を設置する方。(新築・増改築に伴う浄化槽の設置、既存住宅への浄化槽の設置及び単独浄化槽からの切り替えが対象)

※以前、補助金の交付を受けたことのある方等、アパート・貸家・社宅等は補助金交付対象外となります。

◇町税等を滞納していない方。

※町税等を滞納されている方は補助金交付対象外となります。

2 補助限度額

◇合併処理浄化槽の設置に要する費用(浄化槽本体工事及び付属設備設置工事、放流管の延長20mまでの工事費)とし、その費用が下記補助限度額を超える場合は下記金額を上限額とします。

※住宅内部の改造・便器等の購入・浄化槽本体までの配管工事・消費税等は補助対象となりません。

補助限度額(平成25年度以降の補助限度額は下記金額の予定ですが、今後変更することもあります。)

5人槽…910,000円 7人槽…1,100,000円 10人槽…1,420,000円

3 注意事項

◇締切日は必ず厳守してください。

◇年度の予算は限られておりますので、申込みが多数の場合には5月中旬に抽選を行い、設置順位を決定致します。

◇浄化槽設置後は適正な維持管理を行っていただきます。(法定検査・保守点検・清掃を受ける義務、維持管理組合への加入)維持管理に伴い費用が発生します。年間の維持管理費については裏面を参照ください。

申込期間／4月1日(月)～4月30日(火)〔期間厳守〕

平成25年度以降浄化槽設置希望申出書

*この用紙をコピーしてお申込みください。
なお、町のホームページからもダウンロードできます。

ふりがな					職 業	
氏 名	印					
住 所					電話番号/FAX	
設置場所					以前浄化槽設置の有無	有 ・ 無
該当区分 (○印を記入)	新築による設置	増改築による設置	既存住宅への設置	単独浄化槽の切替	井戸水の使用	
設置希望年度 (○印を記入)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
その他の 特記事項	工 事 期 間 予 定 (着手) 平成 年 月 ～ (完了) 平成 年 月					
住宅の内容	住宅面積 ㎡	トイレの数 箇所	台所の数 箇所	風呂の数 箇所		
家族の状況 (申請者を含む 居住者全員)	居 住 者 氏 名 ・ 年 齢 ・ 性 別					
	①	歳 男・女	⑦	歳 男・女		
	②	歳 男・女	⑧	歳 男・女		
	③	歳 男・女	現在の居住者数		人	
	④	歳 男・女	将来の予定居住者数		人	
	⑤	歳 男・女	居住者 増の理由			
⑥	歳 男・女					

※裏面もご覧ください。

提出先／上下水道課(本庁舎2階)又は各支所 問合せ／維持担当(内線4517)

浄化槽とは？

□浄化槽の年間維持管理費等の目安

浄化槽とは、台所、トイレ、洗面所、風呂場など家庭から出る汚れた水をそれぞれの家庭できれいにする施設です。しくみは下水道とほぼ同じで、下水道のない区域のための処理施設です。

きれいにされた水は、家の周りの排水路や小川に放流されるため、きれいな川が戻ってきます。

浄化槽の中には、トイレの汚れた水だけをきれいにし、台所、洗面所、風呂場からの汚れた水は排水路や川にそのまま放流してしまう「単独処理浄化槽」（現在では設置禁止）というものもあります。

台所、洗面所、風呂場からの水は食品の残渣、洗剤や衣服の汚れなどが含まれ、トイレからの水よりも汚れています。

汲み取り式トイレの家庭も、単独処理浄化槽が設置されている家庭もこれから早急に「合併処理浄化槽」を設置して、家庭から出る汚れた水をきれいにしてから放流することが大切です。



		5人槽	7人槽	10人槽	備 考
①	7 条 検 査 手 数 料	13,000円	13,000円	13,000円	浄化槽を設置した初年度のみ
②	11 条 検 査 手 数 料	8,000円	8,000円	8,000円	浄化槽設置2年目以降 毎年/1回
③	保 守 点 検 料 金	19,845円	21,735円	23,625円	別海町浄化槽利用維持管理 組合員価格(平成24年度現在)
④	清 掃 代 金	5,775円	5,775円	5,775円	別海町浄化槽利用維持管理 組合員価格(平成24年度現在)
⑤	清 掃 時 水 道 料 金	30円	40円	50円	浄化槽清掃時に浄化槽設置 家庭の水道水を使用
⑥	ブ ロ ア 電 気 代	10,200円	10,900円	15,600円	自然流入、自然放流、100V、 24円/kwhで計算
⑦	汚 泥 汲 み 取 り 料	6,600円	9,400円	16,300円	4.51円/ℓで計算で計算した 場合のおおよその目安
⑧	消 毒 用 薬 剤 料	4,000円	5,000円	6,200円	状況に応じて補充が必要 となります。
⑨	そ の 他 (減価償却費等)	10,400円	10,400円	10,700円	ダイアフラム(消耗品)の 代金及び交換工賃等他
⑩	①+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧ 初年度維持管理費計	59,450円	65,850円	80,550円	
⑪	②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨ 次年度以降維持管理費計	64,850円	71,250円	86,250円	

※1 上記金額は、通常の使用状態における各人槽ごとの一年間にかかる浄化槽維持管理費の平均的な目安であり、使用状況、使用水量等により変動します。(①～④の部分については定額)
※2 浄化槽汚泥汲み取り時に業者へ立会いを依頼する場合には、上記記載以外の料金が発生する場合があります。

事業課から

既存建築物の外壁タイル等の落下防止について

近年、道内の建築物において外壁タイル等が落下する事態が発生しています。

建築物の所有者等は、建築物を常時適法な状態に維持するよう努める責務がありますので、外壁タイル等へ浮き、ひび割れ等がないか、特に人通りの多い道路に面する部分について落下の恐れがないかを確認し、落下の恐れがある場合には、速やかに対策を講じてください。

外壁タイル等の落下を未然に防ぐために、建築物の所有者等のみなさまは、建築物の外壁タイル等の維持管理に務めていただきますようお願いいたします。



問合せ／建築担当(内線3311)

農業者年金をご存知ですか？

農業委員会から

「農業者年金」は、農業者の皆さんだけが加入できる「公的年金」です。

国民年金は基礎年金、それだけでは不十分。そこで、国民年金の上乗せ、二階建て部分としての「農業者年金」があります。

- ★農業者なら女性はもちろん幅広く加入できます。
- ★原則65歳から終身受け取ることができます。
- ★自分が積み立てた保険料とその運用益を、将来年金として受け取る「積立方式」です。
- ★保険料の全額が社会保険料控除の対象となり、節税効果があります。

新規加入者数が全国1位になりました！

別海町の平成24年度農業者年金新規加入者数は73名で、全国1位になりました。

加入のお問い合わせは、農業委員会またはお近くのJAへ。

問合せ／総務担当(内線1812)

生涯学習
出前講座

ふれあいトーク宅配講座のお知らせ

平成13年から町民の皆さまの「知りたい・学びたい」に応えるため、また、町民と行政が一体となった「まちづくり」を進めていくために「生涯学習出前講座」を開催しております。

行政に関する「制度や手続き・事業」などについて、担当職員が地域へ出向いてお話をします。

別海町民

希望する日の**20日前**までに、下記メニューから希望講座を選び「講師派遣申請書」を提出してください。
(5名以上のグループ)

受付／問合せ

別海町教育委員会
生涯学習課
Tel 75-2111
(内線3712)
FAX 75-0637

担当課

日時・内容等の調整・資料作成をし、出前講座の準備を進めます。

講座の
開設

【開催時間】原則平日のAM9時からPM9時までの間

【料金】無料

番号	講座メニュー	担当課	番号	講座メニュー	担当課
1	町議会の話	議 会 事 務 局	21	犬を飼うということ	町 民 課
2	町の予算と決算について	財 政 課	22	生活習慣病撃退!! (※)	保 健 課
3	自治基本条例ってなあに?	総 合 政 策 課	23	子どもの肥満について	保 健 課
4	なるほど納得! 北方領土	総 合 政 策 課	24	「うつ病」について	保 健 課
5	別海町のまちづくり	総 合 政 策 課	25	漁業について	水産みどり課
6	友好都市	総 合 政 策 課	26	林業について	水産みどり課
7	広報「別海」	総 合 政 策 課	27	酪農畜産について	農 政 課
8	税のはなし	税 務 課	28	別海町の観光紹介	商 工 観 光 課
9	介護保険制度について	福 祉 課	29	これからの住宅リフォーム	事 業 課
10	障害者手帳とサービス	福 祉 課	30	いまどきのエコ住宅	事 業 課
11	高齢者の在宅福祉サービス	福 祉 課	31	下水道の整備	上 下 水 道 課
12	寝たきり予防のチェック体験版	福 祉 課	32	安全な水が家庭に届くまで	上 下 水 道 課
13	成年後見制度について	福 祉 課	33	農業年金ってなあに?	農 業 委 員 会
14	高齢者のための地域包括支援センター	福 祉 課	34	救命手当ての基本	消 防 署
15	子育て支援と児童手当などの制度について	福 祉 課	35	火災から命を守るために	消 防 署
16	後期高齢者医療制度について	町 民 課	36	消防士のしごと	消 防 署
17	戸籍と住民票・年金について	町 民 課	37	なるほど・ザ・べつかい(歴史系)	郷 土 資 料 館
18	医療制度について	町 民 課	38	なるほど・ザ・べつかい(自然系)	郷 土 資 料 館
19	生活環境について	町 民 課	39	別海町の文化財について	生 涯 学 習 課
20	消費生活について	町 民 課	40	特別養護老人ホーム・デイサービスセンターへの建替えを計画しています	特 別 養 護 老 人 ホ ム 建 設 準 備 室

※については、希望するテーマをお選びください。 ①体と病気のメカニズム②お口の健康について③食事について

講座の詳しい内容については、ホームページをご覧になるか、生涯学習課までお問合せください。

問合せ／生涯学習担当(内線3712)

早寝早起き朝ごはん運動で文部科学大臣表彰を受賞

別海町教育委員会では平成19年度より「早寝早起き朝ごはん テレビを止めて外遊び」をスローガンとして、本町の子どもたちの生活習慣改善に取り組んできましたが、この度「優れた早寝早起き朝ごはん運動」として文部科学大臣表彰を受賞しました。

本町の長年に渡る取り組みや各保育園・幼稚園、小中学校、PTA、町民の皆様のご協力が評価されて今回の受賞となりました。今後も様々な機会で生活習慣改善の取り組みを続けていきたいと思ひます。



「旧開拓使別海缶詰所」が 別海町歴史文化遺産に認定



本別海にある「旧開拓使別海缶詰所」（所有者：別海漁協）が、別海町歴史文化遺産に認定されました。この建物は、開拓使が1878(明治11)年に設置した缶詰所の一部で、本町に残る最古の木造建造物であり、開拓使が設置した缶詰所の中で唯一現存するきわめて貴重な産業遺産です。西別川河口の別海（現本別海）に設置されたこの缶詰所は、前年の石狩缶詰所設置に次ぐもので、我が国における缶詰の歴史の始まりといえます。

開拓使は西別産の鮭を「第一等」で「身色紅ヲナス美味最拔秀」とであると絶賛していました。この最高の鮭を使えば、外国の缶詰にも負けないおいしい缶詰を作ることができ、当初の目的である物産の拡張と海外への輸出ができるかと開拓使は考えていたからです。

その後、この官設缶詰所は民間に払い下げて藤野缶詰所として再出発します。缶詰の知名度が上がり需要が増えると、別海以外にも続々と缶詰工場がつくられ、根室地方の主要産業にまで成長することになります。

戦後、缶詰所の建物は一部改築されて別海中学校の校舎となり、現在も別海漁協の倉庫として使われています。「別海町歴史文化遺産」は、応募者や地域の人たちの思い入れや由来などを重視して遺産として認定するもので、申請の受付は随時行っています。詳しくは教育委員会生涯学習課（電話75-2111内線3712）までお問い合わせ下さい。HPアドレス<http://betsukai.jp/blog/0001/index.php?ID=1126>

図書館から

図書館は、赤ちゃんからどなたも無料で利用できます。

***本を借りるときは利用者カードが必要です。カウンター職員が即時発行します！**

利用者カードについて、園児・児童は幼稚園・学校等で移動図書館車を利用するため、担任等が保管している場合があります。その場合は、貸出しの際、カウンターで、お名前をお伝えいただければ本を借りることができます。

子どもの本、大きな活字の本、雑誌、洋書、実用書などさまざまなジャンルの本が約14万冊あります。当館にない本は、全国の図書館や大学図書館から借りてご利用いただけますので、遠慮なく窓口職員にお申しつけください。

【図書館のご案内】

- ◇開館時間 午前10時～午後6時（日曜日は午後4時）
- ◇休館日 月曜日（月曜日が国民の休日の場合は火曜日も休館）
国民の休日、図書整理日（毎月最終木曜日）、
年末年始
- ◇貸出冊数・期間 1人10冊まで2週間以内
（移動図書館車は5冊まで）
*雑誌の最新号・ビデオ・DVDは館内利用のみ。
- ◇移動図書館車「はくちょう2世号」
絵本から一般書まで、約2,300冊の本を積んで、各地域や各学校、保育園、幼稚園を巡回し貸出ししています。
運行は5月7日(火)からを予定しています。日程等の詳細は、来月号でお知らせします。
- ◇初めて本を借りる方
カウンターにお申し込みください。利用者カードを発行します。

小さい子のお話の時間

と き／12日・19日・26日(金) 午前11時～11時15分
ところ／図書館「お話のコーナー」
対 象／0歳～3歳程度

*図書館職員が赤ちゃん絵本の読み聞かせや手遊びなどをします。

【4月・5月の連休中の休館日】

4月1日・8日・15日・22日・25日（月末休館日）・29日・30日
5月3日～6日

休館中の返却は玄関横の返却ポストをご利用ください。

【第57回古本市】

と き：4月27日(土) 午前10時～午後4時
ところ：図書館エントランスホール
主 催：読書サークル東雲

毎年恒例、春の古本市を開催します。皆様から寄せられた本を安価で販売し、その収益金で図書館に新刊が寄贈されます。開催に合わせて古本の提供も随時受付けています。

【飛び出す絵本展】

期 間：4月23日(火)～5月12日(日)
場 所：図書館カウンター前

子どもの読書週間（4月23日～5月12日）にあわせ、絵本を開くと場面が飛び出すポップアップ絵本を展示します。今回は道立図書館から30冊を借受けて展示します。貸出しはできませんが、館内でお楽しみください。

楽しいお話の時間

と き／10日・17日・24日(水) 午後3時30分～4時
ところ／図書館「お話のコーナー」
協 力／読み聞かせボランティア「どんぐり」

*0歳から参加できます。どんぐりの皆さんが、絵本の読み聞かせや手遊びなどをします。「どんぐり」に語学が堪能な会員が入会しましたので、洋書絵本を読むこともあります。

問合せ／図書館 TEL 75-2266・FAX 75-0506
メール tosyo@betsukai.jp

ふるさと講座・歴史系のお知らせ

郷土資料館から

歴史の道を歩く～江戸時代のノツケ！ 野付通行屋・番屋跡遺跡を訪ねる～

道内でも珍しい江戸時代の遺跡を訪ねたいと思います。また、野付半島の春の息吹も感じられることと思います。

- 日 時 平成25年4月20日(土) 午前9時30分～午後1時
- 場 所 野付半島 (集合・野付半島ネイチャーセンター2階)
- 講 師 別海町郷土資料館 主査 石渡 一人
- 定 員 20名(電話・FAX・メールにて氏名・電話番号を4月19日(金)までにご連絡ください。)
- その他 長靴を必ず着用下さい。草分け道や海岸を5kmほど歩きます。



野付通行屋跡遺跡

別海の歴史と自然 「野付通行屋と漁番屋群」 野付通行屋は幕府の蝦夷地直轄に伴う陸路・海路の整備を目的に寛政11年(1799)に野付半島の先端付近に設置されました。国後島や根室・厚岸・目梨方面の交通の拠点としての役割を持っていました。通行屋、下宿所、蔵などが建てられ支配人とその妻、アイヌの人足が詰めていたようです。安政年間頃(1854～1859)にこの通行屋の支配人をしていたのは、「加賀家文書」を書き残した加賀伝蔵で、松浦武四郎による記述など多くの文献史料に登場します。その中でも畑を開き作物を栽培したとの記録があり、現在でも野付通行屋跡遺跡には、畑の畝跡が広い範囲で確認することが出来ます。その他、建物跡やお墓も残り、当時の生活に思いをはせることが出来ます。さらに対岸の外海側には、漁番屋群があり、春の鯨漁の時期になると根室地方の各番屋から人々が集まり、居小屋、蔵などが50～60軒建ち並び出張番屋群が形成されました。満潮時には海水下ですが、食器や鉄釜などの多数の遺物が数散乱しており、道内でも、遺跡と文献史料が残る珍しい場所となっています。

■4月の休館日 6日・7日・8日・20日・21日・22日・29日

問合せ／郷土資料館 TEL・FAX75-0802
メール kyodo@betsukai.jp

平成25年度 シーズン券の販売を 開始しています!

(開放時間内に随時購入できます。)

スポーツセンターから

販売所

町民体育館・各温水プール
西春別温水プールの休館日は西公民館で販売。尾岱沼温水プールの休館日は支所で1回券のみ販売します。
※障がい者手帳をお持ちの方は、『免除』となりますので、シーズン券が必要な方は各販売所で手続きを行ってください。(障がい者手帳必要)

施設名	開放期間	休 館 日	開 放 時 間
体 育 館	町 民 西春別	4/1～12/24 1/8～3/31	月曜日 (月曜が祝日の場合は翌日)
			平日:9時～22時 日曜・祝日:9時～17時
ファミリースポーツハウス (町民・西春別)	4/1～12/24 1/8～3/31	—	9時～22時
温 水 プール	別 海	4/1～11/24	月曜日 (月曜が祝日の場合は翌日)
	西春別	4/1～11/24	月曜日 (月曜が祝日の場合は翌日)
	尾岱沼	5/1～10/27	月曜日
			13時～20時30分 ※7、8月は10時から開放
			13時～20時 ※7、8月は10時から開放
			13時～20時 ※7、8月は10時から開放

施設 使用料

町 民 ・ 西 春 別 体 育 館 共 通
町民・西春別ファミリースポーツハウス共通

- シーズン券／一般⇒4,200円・65歳以上⇒2,100円
- 一 回 券／一般⇒100円・65歳以上⇒50円

別 海 ・ 西 春 別 ・ 尾 岱 沼 温 水 プール 共 通

- シーズン券／一般⇒6,300円・65歳以上⇒3,150円
- 一 回 券／一般⇒310円・65歳以上⇒150円

別 海 ・ 西 春 別 ・ 尾 岱 沼 パークゴルフ 共 通

- シーズン券／一般⇒6,300円・65歳以上⇒3,150円
- 一 回 券／一般⇒310円・65歳以上⇒150円

パークゴルフ場 について

町民体育館及び西春別温水プールで4月25日(木)から販売開始。
町営パークゴルフ場・尾岱沼温水プールではオープン後に販売します。(オープン予定5月上旬)
●シーズン券／一般⇒6,300円・65歳以上⇒3,150円
●一回券／一般⇒310円・65歳以上⇒150円

参加者募集! 申込み／スポーツセンターまで【TEL75-2882・FAX75-0418・メールsports@betsukai.jp】まで

●運動の習慣化を…『水中運動教室』 随時加入できます。

◆別海町民温水プールにて、関節に優しく筋力の維持に適しているといわれる水中運動の教室を開講します。
講師:別海町健康づくり協会 J A N E (水中運動インストラクター)

フ ィ ッ ト ネ ス 教 室	64歳以下	4月15日～11月11日 (4/29、5/6、7/15、9/16、23、10/14 を除く毎週月曜日・計25回)	10:30～11:30 町民温水プール	※プールシー ズン券を購 入の上参加 して下さい。
シルバークラス	65歳以上	4月26日～11月15日 (5/3、8/16を除く毎週金曜日・計28回)		

お知らせ伝言板

●別海町役場 ☎75-2111 ●西春別支所 ☎77-2131 ●尾岱沼支所 ☎(0153)86-2166 ●上風連連絡事務所 ☎75-7326 ●上春別連絡事務所 ☎75-6011

札幌国税局では、国税専門官を募集しています

- 1 受験資格
 - ①昭和58年4月2日から平成4年4月1日生まれの者
 - ②平成4年4月2日以降生まれの者で大学を卒業したなど別に定める者
 - 2 申込受付期間
インターネット／4月1日(月)9時～4月11日(木)〔受信有効〕 申込専用アドレス
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
 - 3 第1次試験【基礎能力試験、専門試験(多肢選択式及び記述式)】6月9日(日)
 - 4 第2次試験【人物試験及び身体検査】7月16日(火)～7月23日(火)までのうち指定する日
- ◎不明な点は、札幌国税局人事第2課採用担当
TEL 011(231)5011
(内線2315)
又は根室 税務署総務課
TEL 0153(23)3261
にお尋ねください。

JICA海外ボランティア 平成25年度春募集について

JICAでは、青年海外協力隊およびシニア海外ボランティアを募集しています。
○募集期間／4月1日(月)～5月13日(月)
○説明会／4月13日(土)釧路市、4月14日(日)帯広市
詳しくはJICAホームページまたはJICA帯広までお問合せください。
JICAホームページ
<http://www.jica.go.jp>

JICA帯広
TEL 0155(35)1210
FAX 0155(35)1250

高年齢者雇用安定法が 施行されました！

高年齢者が、少なくとも年金受給開始年齢まで意欲と能力に応じて働き続けられるよう「高年齢者雇用安定法」の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されました。今回の改正は定年に達した方を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としています。

詳しくは、左記までお問合せください。
ハローワークねむろ
TEL 0153(23)2161
北海道労働局 職業安定部職業対策課
TEL 011(709)2311
(内線3683)

「日本再生人材育成支援事業」が新たに創設されました

健康、環境、農林漁業分野等において、雇用する労働者(非正規雇用労働者を含む)に対して、一定の職業訓練を実施した場合に、その種類に応じて賃金や経費に係る助成を行います。

制度内容は厚生労働省ホームページのパンフレットをご確認ください。

対象分野や、手続方法等の詳細については、左記までお問い合わせください。

北海道労働局
TEL 011(709)2311
(内線3683)
ハローワークねむろ
TEL 0153(23)2161

平成25年度調理師試験 のお知らせ

- 試験日時／平成25年8月29日(木) 午後1時30分から午後4時まで
- 試験地／釧路市
- 受験資格／学校教育法57条に規定する者であつて、多数人に対して飲食物を調理し供与する寄宿舎、学校、病院等の施設又は食品衛生法施行令第35条第1号(飲食店営業)、第14号(魚介類販売業)、若しくは第32号(そつざい製造業)に掲げる営業において平成25年5月24日までに2年以上調理の業務に従事した者。
- 願書受付期間／平成25年5月13日(月)～5月24日(金)
- 提出書類／調理師試験受験願書、調理師受験者整理力ード
- 受験手数料／6,700円(北海道収入印紙)
- 願書受付先・問合せ
中標津保健所
TEL 0153(72)2168

平成25年度第1回北海道警察官採用試験の受験者募集

- 受付期間／4月1日(月)～4月17日(水)
- ※電子申請による場合は4月12日(金)の午後5時30分まで
- 試験日／5月12日(日)
- 採用予定人員／男性A区分160名、男性B区分55名、女性A区分35名、女性B区分10名
- 募集区分／
 - 男性・女性A区分／大学(短期大学を除く)を卒業または卒業見込みの者
 - 男性・女性B区分／A区分以外の者(高校在学中の者を除く)
- 募集年齢／A・B区分とも昭和56年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者
- 問合せ・願書配布先
中標津警察署
TEL 0153(72)0110

別海町子育て「はみんぐ」支援センター

4月の予定



こんにちは。『はみんぐ』です。長かった冬も終わり、暖かな日差しとともに、春の訪れを感じます。お買い物、お散歩ついでに是非『はみんぐ』にお立ち寄り下さい。

『はみんぐ』は、子育て中の親子の交流、子育てに関する情報、地域の子育て関連情報の提供の場として、いつでも気軽に利用できる施設です。子育てに不安や悩みがありましたら、相談日(木曜日午前・予約制)があります。スタッフが親身になってお話を聞きますので、気軽にご連絡ください。

「はみんぐ」1週間のスケジュール

時間	曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
10:00~11:30	午前・午後 自由に遊べます	はみんぐひろば	赤ちゃんひろば	個別相談 (予約制)	ひよこはみんぐ	
13:00~16:00		自由に遊べます	自由に遊べます	自由に遊べます	自由に遊べます	自由に遊べます

今月のマタニティひろば(6ヶ月以上の初妊婦の方限定)

母子健康センターの助産師と一緒に対応しますので、お気軽に来室してくださいね。

15日(月) 10:00~11:30 子育て支援センター

今月のこんにちは「はみんぐ」

西春別	18日(木) 10:00~11:30	西児童館	受け入れ人数に限りがある為 予約制とさせていただきます。
尾岱沼	25日(木) 10:00~11:30	東公民館	

問合せ／子育て支援センター「はみんぐ」 別海寿町1番地 中央児童館内
TEL・FAX75-1828 メール:hamingu@arens.or.jp

子育て支援センター及び児童館へのご意見・ご要望などがありましたら、児童館又は福祉課児童福祉担当(内線 1313・1314)までお願いいたします。

お知らせ

10日(水)午後お休み
11日(木)午前お休み
26日(金)

はみんぐセミナー
11:00~11:30

奥田先生と一緒に「童謡を楽しく歌いましょう」です♪

たくさんの方の参加をお待ちしています!

~5日(金)までの間、
ひろばはお休みし、
自由遊びとなります。

母子健康センター からのお知らせ



★昨年10月1日より、町立別海病院内に 母子健康センター母子相談室が設置されました。

こちらでは、町立別海病院を受診されている方の母子手帳や妊婦一般健康診査受診票の交付を行います。外来助産師から交付について案内をさせていただきます。

また、町立別海病院以外の病院を受診されている方につきましては、これまでどおり母子健康センターで交付を行います。(来所前にお電話をいただくと、お待たせせずに、交付ができます。)

★インファントマッサージ教室

オイルを使用したマッサージです。お母さんと赤ちゃんの絆を深めます

申込〆切
は4月15日

5月コース

全4回

★5月9日

★5月16日

★5月23日

★5月30日

対象 寝返り前の赤ちゃん

料金 1回 町内に住所のある方
.....1,000円
その他...2,000円

母子健康センターでは、24時間電話相談を受け付けております。妊娠中から赤ちゃんの事など困った時は、いつでもご利用ください。

問合せ／母子健康センター

Tel.75-2262 Fax75-0337



地域情報 カレンダー

(3月26日現在)

日	曜日	イベント内容
4/10	水	優良運転者免許更新講習会 交流館ぱらと 13:30~ ※受講の際は、事前に中標津警察署で更新手続きが終了していなければ、受講できません。
26	金	行政相談 中央公民館ロビー 10:00~12:00 事前予約無し、無料

社会保険事務相談所開設

4月2日(火) 4月3日(水)
12:00~17:00 9:00~15:00

5月14日(火) 12:00~17:00
5月15日(水) 9:00~15:00

中標津町役場 会議室

※完全予約制となり、事前の予約が必要です。
予約先／釧路年金事務所 TEL0154-61-6000

元気未来っ子

1歳6か月児健診

()内は保護者名 ※希望された方を掲載しています。



観野ひまりちゃん
(慎司)



佐竹 清香ちゃん
(将充)



山崎 岳くん
(陽弘)



南口 七海くん
(慎也)



横田 あやな 絢音ちゃん
(和之)



吉野 恭矢くん
(朋博)



工藤 結愛ちゃん
(智紀)



佐々木悠平くん
(純)



松並 凜乃ちゃん
(直人)



増岡美奈心ちゃん
(晴名)



藤倉 未来ちゃん
(昂靖)



平山 大晴くん
(辰男)



鈴木 陽斗くん
(達也)

保健センターからの

お知らせ

4・5月の 母子保健 業務予定



月	日	曜日	予定内容	場 所	時 間
4月	9	火	乳 幼 児 相 談	尾岱沼地域センター	10:00-11:00(受付)
			離 乳 食 教 室	町 民 保 健 セ ン タ ー	10:30-12:00
	10	水	4 か 月 健 診	町 民 保 健 セ ン タ ー	12:40-12:50(受付)
	11	木	1 歳 6 か 月 児 健 診	町 民 保 健 セ ン タ ー	9:15-9:45(受付)
			3 歳 児 健 診	町 民 保 健 セ ン タ ー	13:00-13:30(受付)
	16	火	乳 幼 児 相 談	西春別ふれあいセンター	10:00-11:00(受付)
	17	水	乳 幼 児 相 談	町 民 保 健 セ ン タ ー	9:00-11:30(受付)
	19	金	1歳3か月歯磨き教室	町 民 保 健 セ ン タ ー	10:00-11:30
5月	26	金	フ ッ 素 塗 布	町 民 保 健 セ ン タ ー	9:30-11:30/13:00-15:30
	8	水	乳 幼 児 相 談	西春別ふれあいセンター	10:00-11:00(受付)
	9	木	乳 幼 児 相 談	町 民 保 健 セ ン タ ー	9:00-11:30(受付)
	14	火	離 乳 食 教 室	町 民 保 健 セ ン タ ー	10:30-12:00
	15	水	4 か 月 健 診	町 民 保 健 セ ン タ ー	12:40-12:50(受付)
	16	木	1 歳 6 か 月 児 健 診	町 民 保 健 セ ン タ ー	9:15-9:45(受付)
			3 歳 児 健 診	町 民 保 健 セ ン タ ー	13:00-13:30(受付)
	17	金	1歳3か月歯磨き教室	町 民 保 健 セ ン タ ー	10:00-11:30

◆4月の4か月健診対象者 平成24年11月16日～12月31日生まれのお子さん(対象者には個別通知します。)

◆4月の1歳6か月児健診対象者 平成23年9月生まれのお子さん ◆4月の3歳児健診対象者 平成22年3月生まれのお子さん

◆4月のマタニティクラス対象者 平成25年8月～9月出産予定の方

受動喫煙防止をすすめましょう!!ご協力をお願いします。

健康増進法第25条では、多数の方が利用する施設の管理者は、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること)を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならないと規定されています。

この度、厚生労働省から改めて受動喫煙防止対策について通知がありました。

関係機関・関係団体の皆様に、さらなるご配慮をお願い申し上げます。



喫煙者が直接吸い込む「主流煙」と、火のついたたばこの先から出る「副流煙」とがあります。

受動喫煙は、副流煙と喫煙者の吐き出した煙(呼出煙)を吸わされることです。煙に含まれる各主成分の値は主流煙より副流煙の方が高く、非喫煙者では、短時間でも目の痛み、くしゃみやせきが出る、頭痛、脈が速くなる、血圧が上がるなどの症状が起こります。長時間、持続的に続くことにより、呼吸器症状や気管支の病気が起こりやすくなる他、肺がん、心筋梗塞、脳卒中による死亡のリスクが高くなります。

主流煙より、副流煙に多く含まれる有害物質

(数値は主流煙に対する副流煙の含有量)

- ニコチン 2.8倍
- タール 3.4倍
- 一酸化炭素 4.7倍 など

※発がん性のある化学物質ベンツピレン、ニトロソアミン等も含まれます
※目に見えない煙でも害はあり、あっという間に簡単に広がります。



脱 特定健診のお部屋から



別海町国保は平成17年度から連続道内1位の医療費低額の町でした。ところが、平成23年度(速報値)においてはとうとう1位の座を退き2位となりました。

高額医療費がかかるもの

- がん ●脳血管疾患
 - 心疾患 ●腰や膝の障害
- で手術や長期入院の場合が多いです。

病気には防げるものと、そうでないものがあります。

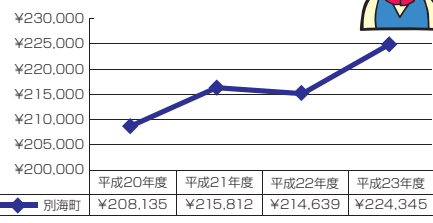


肥満・糖尿病・高血圧・脂質異常症・喫煙をうまくコントロールすることで前記した重症な病態を防げます。

1人当たり療養諸費道内低額順位

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1位	別海町	別海町	別海町	更別村
2位	更別町	羅臼町	大空町	別海町
3位	浜中町	更別村	羅臼町	羅臼町
4位	標津町	豊富町	標津町	標茶町
5位	羅臼町	標津町	更別村	鶴居村

別海町1人当たり療養諸費(合計)



特定健診や各種がん検診を利用し

病気の予防や重症化の阻止ができるといいですね。
新年度の健診いよいよスタートです。ご利用ください!!

こころの健康相談

別海町民保健センターでは、5月より毎月、町民を対象に「こころの健康相談」を始めます。

相談は
無料です

こんなことで悩まれている方はいませんか?

- この頃気分が落ち込んで元気がでない...
- 悩みを誰かに話したいけど、安心して話せない...
- 最近なぜか不安でたまらない...
- 家族や友人にこころの病気と言われたけど、本当に病気かな?
- 家族や職場の悩みを誰かに相談したい...



などなど誰かに話すことで気持ちが楽になったり、
考えが整理されたりすることがあるはずですよ。
お気軽にご相談ください。

5月
予定

- 9日(木) 13:00~17:00
- 23日(木) 14:00~17:00
- 30日(木) 13:00~17:00

前日までの予約が必要です

予約先
相談場所

別海町民保健センター
75-0359

担当:臨床心理士 佐伯祐司(さえきゆうじ)

※すでに精神科・心療内科通院中の方は、
主治医の了解を得てからご予約ください。

平成25年度 定期の予防接種のお知らせ



別海町では、予防接種法に基づき病気の発生やまん延を防ぐため予防接種を実施しています。望ましい接種年齢（病気にかかりやすい年齢を考慮して定められた期間）に達したら、早めに予防接種を受けましょう。

定期の予防接種

ワクチン名		注 意 事 項
BCG（結核）		生後5～8か月未満を標準的な接種期間とします。 生後1歳に至るまでが対象です。
四種混合 （ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ）	1期	生後3か月～7歳6か月に至るまでが対象です。 これまで、生ポリオワクチン（口から飲む）を1回接種しているお子様は、不活化ポリオワクチン（皮下に注射）を3回接種することになります。 ★四種混合ワクチンを接種したお子様は、三種混合ワクチン及び不活化ポリオワクチンの接種は不要です。また、三種混合ワクチン及び不活化ポリオワクチンの接種を完了しているお子様は、四種混合ワクチンの接種は不要です。
三種混合 （ジフテリア・百日咳・破傷風）	1期	
不活化ポリオ（ポリオ）		
二種混合（ジフテリア・破傷風）	2期	対象者は、平成13年4月2日から平成14年4月1日生まれの小学6年生に相当する方です。学校を通じて連絡いたします。
麻しん風しん混合	1期	1歳の誕生日がきたら、なるべく早めに接種しましょう。 生後2歳に至るまでが対象です。
	2期	対象者は、平成19年4月2日から平成20年4月1日生まれの小学校就学前の方です。
ヒブ		生後2か月～5歳に至るまでが対象です。
小児用肺炎球菌		
子宮頸がん	2価	対象者は、平成9年4月2日から平成14年4月1日生まれの小学6年生から高校1年生に相当する女子です。標準的な接種は <u>中学1年生になります</u> 。中学1年生の対象者とその保護者へは、 <u>個別に案内</u> いたします。その他の対象者の方は、医療機関へ直接予約をしてください。 ★これまでに、2価又は4価のワクチンを接種し完了している方は、対象外です。
	4価	

予防接種を受ける前には、保健センターで配布している「予防接種と子どもの健康」を必ず読みましょう。

接種費用

町が行う定期の予防接種は、無料（町負担）です。ただし、予防接種法に定められた期間を過ぎると有料になります。

予防接種を受けられる医療機関

病 院 名	接種日・ 受付時間		定期のワクチン							任意のワクチン
			BCG	四種 混合	三種 混合	不活化 ポリオ	麻しん 風しん	ヒブ	肺炎 球菌	予約制
町立別海病院 （電話75-2311） 翌日が休日の場合は、 予防接種ができません。	火曜日 12:30-15:00	予約制	●	未定 （※）	—	—	—	—	—	水ぼうそう おたふくかぜ ロタウイルス 日本脳炎（注1）
	木曜日 12:30-15:00		—	—	●	●	●	●	●	—
西春別駅前診療所 （電話77-2350）	火・水・木 13:30-14:00		—	未定 （※）	●	●	●	●	●	
尾岱沼診療所 （電話86-2625）	月～金 13:30-15:00	予約制	—	—	●	—	●	●	●	—

母子手帳・保険証は必ずご持参ください。（持参されない場合は、予防接種を受けられません。）

※…四種混合の開始時期は、決まり次第お知らせいたします。

注1…日本脳炎ワクチンは北海道全域が定期の予防接種を行わない区域の指定を受けています。

子宮頸がん予防ワクチン

病 院 名	電話番号	ワクチンの種類
町立別海病院	電話75-2311（予約制）	4価ワクチン（製品名：ガーダシル）

接種回数と間隔

接種間隔や回数は、ワクチンの種類・接種開始年齢（月齢）によって異なります。詳しくは、別海町で配布している「平成25年度定期の予防接種のお知らせ」をご覧ください。⇒ホームページからもご覧いただけます。



4月の診療案内

受付時間(午前)8:15 ~ 11:00
(午後)0:30 ~ 3:00
診療開始(午前)9:00 ~
(午後)1:30 ~

病院敷地内は
全て禁煙です。

町立別海病院
☎(代表)75-2311
http://betsukai.jp/blog/bhp/



診療科目	診療時間	月	火	水	木	金	備 考
内科 院長 西村進 名誉院長 今村洋 内科医長 鈴木英雄 内科医長 宮西秀二	午 前	今 村 鈴 木	西 村 鈴 木	今 村 鈴 木	西 村 鈴 木	今 村 鈴 木	・禁煙外来を実施しております。詳しくはお問い合わせください。
	午 後	西 村	鈴 木	宮 西	今 村	宮 西	
	夜間診療	—	—	今 村	—	—	・受付時間は17時15分~18時30分です。 診療開始は17時30分からです。
外科 外科医長 渡邊俊明 外科医長 山田能之 林 雄三	午 前	林 (整形外科)	山 田	甲 斐 (整形外科)	林 (整形外科)	川 端	・4月から外科の診療体制が変更となります。 ・水曜日午前の整形外科診療について、混雑が予想されるため 新規の患者様は午前10時までに受付 いただきますようお願いいたします。(水曜日午前の診療は午前8時30分開始となります)
	午 後	渡 邊	北 山 (整形外科)	渡 邊	川 端	山 田	
産婦人科 副院長 山内修	午 前	山 内	山 内	山 内	山 内	山 内	・午後の診察については、検査が入るとお待たせする場合がありますのでご了承願います。
	午 後	山 内	—	—	山 内	—	
精神科・心療内科 医師 浮田 充	午 前	—	浮 田	—	浮 田	—	※原則予約制です。予約がない場合お待ちいただくこともあります。
	午 後	—	浮 田	浮 田	浮 田	—	
	夜間診療	—	—	浮 田	—	—	

小児科外来 医師 橋本 浩

区分	月	火	水	木	金
日付	1	2	3	4	5
午前	橋本	橋本	橋本	橋本	橋本
午後	橋本	予約 予防接種	橋本	予防 接種	橋本
日付	8	9	10	11	12
午前	橋本	橋本	橋本	橋本	館 (出張医)
午後	橋本	予約 予防接種	橋本	予防 接種	館 (出張医)
日付	15	16	17	18	19
午前	橋本	橋本	橋本	橋本	館 (出張医)
午後	橋本	予約 予防接種	橋本	予防 接種	館 (出張医)
日付	22	23	24	25	26
午前	橋本	橋本	橋本	橋本	橋本
午後	橋本	予約 予防接種	橋本	予防 接種	橋本
日付	29	30	5/1	2	3
午前	昭和の日 休診	山本 (出張医)	橋本	橋本	憲法 記念日 休診
午後	昭和の日 休診	予約 予防接種	橋本	予防 接種	憲法 記念日 休診

出張医による診療科

診療科	日付	時間	担当医師
皮膚科	5日(金)	午前・午後	佐藤ゆかり 医師(札幌医大)
	19日(金)	午前・午後	水柿 典子 医師(札幌医大)
耳鼻いんこう科	8日(月)	午前・午後	高野 賢一 医師(札幌医大)
	9日(火)	午前	高野 賢一 医師(札幌医大)
	22日(月)	午前・午後	関 伸彦 医師(札幌医大)
	23日(火)	午前	関 伸彦 医師(札幌医大)
小児神経科・神経内科	11日(木)	午後	館 延忠 医師(札幌医大)

※出張医による診療科は、天候・交通機関等の都合により休診および時間変更となる場合がありますので、予めご了承ください。

小児科外来からのお知らせ

- ★平成25年4月から**火曜日午後の診療を休診**とし、**予約が必要な予防接種**(BCG、ロタリックス、水痘ワクチン、おたふくワクチン)の接種日といたしますので、お知らせいたします。
- ★西春別駅前診療所・尾岱沼診療所においては**予約制で各予防接種を行います**。なお両診療所ではBCGの接種を行っておりませんので、予めご了承ください。
- ★先月号の広報に記載の「**4種混合ワクチン**」(ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ)については、ワクチン確保の都合上**当面接種を見合わせますので**、併せてお知らせいたします。

※予約・お問い合わせは…町立別海病院 電話0153-75-2311 (代表)
西春別駅前診療所 電話0153-77-2350
尾岱沼診療所 電話0153-86-2625

べつかい
歳時記
こも
荻を剥ぐ牡丹の芽の確かなり
ぼたん
田中渥子
冬囲いを解くと牡丹の瑞々しい芽があった。
厳しい寒さをよくぞ耐えてくれたという感懐と喜び。
今西 青峰

人の動き

平成25年2月28日現在()は前月比

人口 / 15,893(- 22)
男 / 7,960(- 9)
女 / 7,933(- 13)
世帯数 / 6,339(- 14)
外国人 / 195(+ 18)

出生 7 死亡 9 転入 48 転出 46
その他 4

交通事故発生状況

()は平成25年2月からの累計

発生 1件(2)
死者 0人(0)
負傷者 2人(6)

火災と救急

平成25年
2月28日現在

()は平成25年1月からの累計

火災 2件(2)
[死者 0件(0)]
救急 38件(78)
救助 2件(5)
ドクターヘリ搬送
3件(5)

病院実習について

救急救命士の救急救命処置技術向上のために、病院実習に、ご理解とご協力をお願いします。
※救急救命士の病院実習は、指導医師の監督の下に行われています。
(消防署75-0366 救急係)

ホームビジット受入家庭募集

北方四島在住ロシア人との交流事業(ビザなし交流)の際にホームビジット等をおこなっており、受入れをしていただけるご家庭を募集しています。
3～5名程度の四島在住ロシア人の方々と夕食をとりながら約2時間交流します。(2時間の内容は各ご家庭にお任せします。)

また、通訳や町職員も各1人程度(受入家庭数および通訳人数により異なります。)つく形式ですので、プログラム等で気になったこともその場で解決できると思います。

ご近所やご友人と一緒に受入れすることも可能ですので、興味のある方はお気軽にご連絡ください。

実施時期(予定) 6月16日(日)18:00～20:00

※ホームビジット＝一般家庭を訪問し、交流すること



問合せ／総合政策課地域政策担当
(内線2211)

献血のお知らせ

平成25年度・第1回献血を実施いたします。

下記の日程で移動採血車「ひまわり号」が町内を巡回します。

実施月日	実施場所	実施時間
4月15日(月)	J A 道東あさひ本所兼別海支所	13:00～16:30
	J A 道東あさひ上春別支所	9:00～11:00
4月16日(火)	(株)明治西春別工場	13:00～14:30
	森永乳業(株)別海工場	15:00～16:30
	(株)べつかい乳業興社	9:00～10:30
4月17日(水)	根室地区農業共済組合	11:00～12:30
	フクハラ別海店	14:00～16:30
4月18日(木)	陸上自衛隊別海駐屯地	9:00～12:00
	J A 道東あさひ西春別支所	13:30～16:30
4月19日(金)	別海町役場	9:00～11:45 13:00～16:00

※陸上自衛隊別海駐屯地の献血は、自衛隊員を対象としております。大変申し訳ありませんが、一般の方はご遠慮下さい。



年間総献血量は、男性1,200ml以内、女性800ml以内です。

※献血カード(裏面)に記載しております「次回献血可能日」をご確認の上ご協力をお願いいたします。

問合せ／
日本赤十字社別海町分区分
別海町別海西本町36番地
(別海町社会福祉協議会内)
TEL(0153)75-2148

お誕生・ご結婚

2月28日
届出分まで

※戸籍届出時に窓口で承諾された方々のみ掲載しています

お誕生おめでとう

氏名	保護者	住所
栗野 菜柚 (な ゆ) ちゃん 女	勉 (上春別)	
尾上仁之丞 (じんのすけ) ちゃん 男	一貴 (別海)	
上林 陽 (ひなた) ちゃん 男	亨 (尾岱沼)	
戸田 楓子 (ふうこ) ちゃん 女	尚邦 (尾岱沼)	
高橋ひなた (ひなた) ちゃん 女	一樹 (中西別)	
片野 大河 (たいが) ちゃん 男	大介 (中春別)	
工藤 詩乃 (し の) ちゃん 女	尚人 (西春別)	

ご結婚おめでとう

氏名	住所
四ツ屋真平・金子弥土里さん (美原)	
高橋 智之・石井 美帆さん (床丹)	
鈴木 雄輔・笠井 由似さん (別海)	
木下 慎五・相田 真実さん (西春別駅前)	
坂本 隼人・角田麻理菜さん (別海)	



雪解けがいっそう進み、春の陽気を感じられるようになってきました。分厚かった水溜まりの氷も、踏めば割れてしまっとうっすらと凍る程度となり、春はもうすぐそこまで来ています。
年度の終わりと初めにはたくさんの別れと出会いがあります。
環境が大きく変わる方の中にはいらっしやるのではないのでしょうか。子ども達は学年が上がるにつれて、勉強も難しくなり、また、部活動なども忙しくなってくることでしょう。
季節の変わり目でもある4月、環境変化によって体調を崩さないよう、睡眠や食事に気をつけて生活しましょう。
(ライターM)

コーヒーブレイク